

有価証券報告書

事業年度 自 2019年4月1日
(第72期) 至 2020年3月31日

Joshin 上新電機株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

Joshin 上新電機株式会社

目 次

頁

第72期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	30
3 【配当政策】	31
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	32
第5 【経理の状況】	52
1 【連結財務諸表等】	53
2 【財務諸表等】	88
第6 【提出会社の株式事務の概要】	99
第7 【提出会社の参考情報】	100
1 【提出会社の親会社等の情報】	100
2 【その他の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	101

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第72期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 金 谷 隆 平

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
大 代 卓

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
大 代 卓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	375,782	374,387	391,726	403,832	415,643
経常利益 (百万円)	7,802	8,050	9,662	11,003	8,900
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,356	5,190	5,579	6,354	5,418
包括利益 (百万円)	3,160	5,797	5,749	6,146	4,204
純資産額 (百万円)	70,773	75,859	80,892	86,091	89,147
総資産額 (百万円)	180,905	185,971	188,550	207,351	197,308
1株当たり純資産額 (円)	2,683.98	2,868.65	3,049.92	3,233.80	3,331.72
1株当たり当期純利益 (円)	166.26	196.56	210.62	239.10	202.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	165.04	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.1	40.8	42.9	41.5	45.2
自己資本利益率 (%)	6.3	7.1	7.1	7.6	6.2
株価収益率 (倍)	10.41	11.56	18.45	10.67	10.24
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	751	16,581	15,223	4,533	13,022
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,595	△10,412	△6,230	△10,427	△6,316
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,167	△6,131	△8,134	5,900	△7,762
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,486	3,523	4,381	4,389	3,333
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数) (名)	3,701 (3,425)	3,782 (3,128)	3,807 (3,419)	3,876 (3,623)	3,940 (3,871)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。なお、社員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引は、信託期間満了に伴い、2020年1月6日をもって終了しております。

3. 2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。

5. 第69期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	368,423	367,819	387,567	399,302	410,402
経常利益 (百万円)	6,742	7,075	8,558	9,510	7,776
当期純利益 (百万円)	3,715	4,632	4,868	5,369	4,675
資本金 (百万円)	15,121	15,121	15,121	15,121	15,121
発行済株式総数 (株)	57,568,067	57,568,067	28,784,033	28,784,033	28,680,333
純資産額 (百万円)	61,386	65,859	70,270	74,399	77,359
総資産額 (百万円)	179,857	185,672	187,791	206,206	196,980
1株当たり純資産額 (円)	2,327.98	2,490.50	2,649.47	2,794.62	2,891.17
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	16.00 (—)	16.00 (—)	42.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	141.79	175.43	183.79	202.06	175.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	140.75	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.1	35.5	37.4	36.1	39.3
自己資本利益率 (%)	6.3	7.3	7.2	7.4	6.2
株価収益率 (倍)	12.20	12.95	21.14	12.62	11.87
配当性向 (%)	22.6	18.2	22.9	24.7	28.6
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数) (名)	2,903 (2,816)	3,287 (2,564)	3,313 (3,100)	3,379 (3,268)	3,439 (3,478)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	92.4 (89.2)	122.6 (102.3)	209.4 (118.5)	142.0 (112.5)	119.8 (101.8)
最高株価 (円)	1,225	1,166	4,615 (1,864)	4,580	2,741
最低株価 (円)	841	819	3,140 (1,082)	2,173	1,457

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。なお、社員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引は、信託期間満了に伴い、2020年1月6日をもって終了しております。

3. 2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第69期以前の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。

4. 第70期の1株当たり配当額42円には、創業70周年記念配当10円が含まれております。

5. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。

6. 第69期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第70期の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価を()にて記載しております。

8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

- 1948年5月 故浄弘信三郎が大阪市浪速区日本橋筋に「上新電気商会」を創立。
- 1950年2月 法人組織に改組し、「上新電機産業株式会社」を設立。
- 1954年12月 パーツ類の販売業より、家電量販業に転換。
- 1957年2月 故浄弘博光が代表取締役専務に就任。
- 1958年4月 「上新電機株式会社」に商号変更。
- 1963年5月 郊外店舗の第1号店を大阪府茨木市に開設。
- 1972年9月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1973年11月 配送部門を分離し、「上新サービス株式会社」（1980年に上新物流株式会社に商号変更）を設立。
- 1974年11月 通信販売を開始(現在はインターネットショッピングサイト「Joshin web」を運営)。
- 1979年10月 立体駐車場付大型店舗「日本橋1ばん館」を開設。
- 1980年8月 大阪証券取引所市場第一部に指定。
- 1981年10月 パソコン・OA機器専門店「J&P」(現・J&Pテクノランド)を開設。
- 1981年11月 関東地区進出第1号店を東京都三鷹市に開設。
- 1983年1月 富山県の「株式会社三共」(三共ジョーシン株式会社)に資本参加、商品供給を開始。
- 1984年4月 サービス部門を分離し、「ジョーシンサービス株式会社」を設立。
- 1985年4月 フランチャイズ事業を開始。
- 1985年12月 東京証券取引所市場第一部に上場。
- 1986年10月 音楽・映像ソフト専門店「ディスクピア」(現・ディスクピア日本橋店)を開設。
- 1988年6月 TVゲーム・模型・玩具などホビー専門の「キッズランド」を郡山インター店(現・郡山店)内に開設。
- 1989年1月 新潟県に「ジョーシナルス株式会社」(新潟ジョーシン株式会社)を設立。
- 1989年5月 東海地区進出第1号店として愛知県に「J&P大須店」(現スーパーキッズランド大須店)を開設。
- 1990年2月 上新物流株式会社がジョーシンサービス株式会社を吸収合併し、「ジョーシンサービス株式会社」(連結子会社)に商号変更(2001年にジャプロ株式会社に商号変更)。
- 1995年3月 ドラッグストア「マザーピア和泉府中店」を開設。
- 1995年4月 音楽・映像ソフトのレンタル店を開設。
- 1995年5月 「ジョーシンテック株式会社」(連結子会社)へ損害保険代理業務を移管。
- 1999年2月 大規模物流倉庫「関西物流センター」を開設。
- 2000年3月 当社の本社ビルが環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得。
- 2000年5月 「ジョーシンサービス株式会社」(2001年にジャプロ株式会社に商号変更、連結子会社)ファクトリーサービス部が品質管理及び品質保証活動の国際規格「ISO9002」(現・ISO9001)の認証を取得。
- 2001年6月 家電アウトレット店を開設。
- 2001年9月 音楽・映像ソフトの販売・賃貸や中古書籍等の売買を事業目的として、「ジェー・イー・ネクスト株式会社」(連結子会社)を設立。
- 2001年12月 中古書籍等の売買専門店「BOOK OFF滋賀水口店」を開設。
- 2003年2月 株式会社阪神タイガースとスポンサー契約を締結し、ヘルメット広告を開始(ユニフォーム袖広告は2004年2月より、帽子及びユニフォームズボン広告は2018年2月より開始)。
- 2005年4月 家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」を取得。
- 2005年5月 「ジェイパートナーズ株式会社」(現・兵庫京都ジョーシン株式会社、連結子会社)を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
- 2005年12月 ジャプロ株式会社が「ジョーシンサービス株式会社」(連結子会社)に商号変更するとともに、情報機器、通信機器の取付・設定業務を事業目的として「ジャプロ株式会社」(連結子会社)を新たに設立。

2006年6月	家電量販事業者で初めて「CSR報告書」（現・まごころ統合報告書）を発行。
2006年10月	玩具・模型専門店「スーパーキッズランド本店」を開設。
2007年8月	東海・関東地区の店舗運営の一部を業務委託するため「東海ジョーシン株式会社」（連結子会社）及び「関東ジョーシン株式会社」（連結子会社）を設立。
2008年11月	当社が「2008年度 大企業小売販売事業者部門 製品安全対策優良企業 経済産業大臣賞」を受賞（2010年11月及び2012年11月にも同賞を受賞し、同制度初の3連続受賞となる）。
2008年11月	滋賀県の店舗運営の一部を業務委託するため「滋賀ジョーシン株式会社」（連結子会社）を設立。
2010年2月	省エネ型製品普及推進優良店表彰で、加古川店が「省エネルギーセンター会長賞」を受賞（2011年4月に大和高田店が同賞を受賞）。
2010年4月	和歌山県の店舗運営の一部を業務委託するため「和歌山ジョーシン株式会社」（連結子会社）を設立。
2011年7月	東北地区進出第1号店として山形県に「山形嶋店」を開設。
2011年10月	中国・四国地区の店舗運営の一部を業務委託するため「中四国ジョーシン株式会社」（連結子会社）を設立（当期末現在は、岡山県の店舗運営の一部を委託）。
2011年11月	中国地区進出第1号店として岡山県に「アリオ倉敷店」を開設。
2012年4月	「J o s h i n トレーニングハウス」において物品搬入訓練家屋構造の特許を取得。
2012年9月	有田川店に太陽光発電システムを設置し、家電量販事業者として初めて売電事業に参入。また、太陽光発電システムの高効率化技術「分散型MPPTデバイス」の特許を取得。
2012年11月	ジェー・イー・ネクスト株式会社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行い、「ジェイ・ホビー株式会社」（連結子会社）を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
2013年12月	新潟ジョーシン株式会社を存続会社として、三共ジョーシン株式会社を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社（連結子会社）に変更。
2014年6月	製品安全対策優良企業表彰において、初の「製品安全対策ゴールド企業マーク」を経済産業省より授与。
2015年9月	家電量販事業者としては初の「楽天スーパーポイント」の共通ポイントサービス「Rポイントカード」で楽天株式会社と提携。
2017年1月	事業継続マネジメントシステムに関する国際規格「ISO22301:2012」の認証を取得。
2017年2月	北信越ジョーシン株式会社を株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行い、北信越ジョーシン株式会社（現、連結子会社）を新たに設立。また、同日付で当社を存続会社として株式会社北信越ジョーシンを吸収合併。
2017年10月	当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更。
2020年2月	三宮1ばん館9階に西日本最大級の規模の「eスポーツアリーナ三宮」をオープン。

（2020年3月31日現在の店舗数は234店となっております。）

3 【事業の内容】

当社及びその関係会社で構成するジョーシングループの主な事業内容と、各社の当該事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。なお、当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当社は、家電製品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社(連結子会社)は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社(連結子会社)は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、J S D INSURANCE PTE. LTD. (連結子会社)は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ(再保険会社)であります。

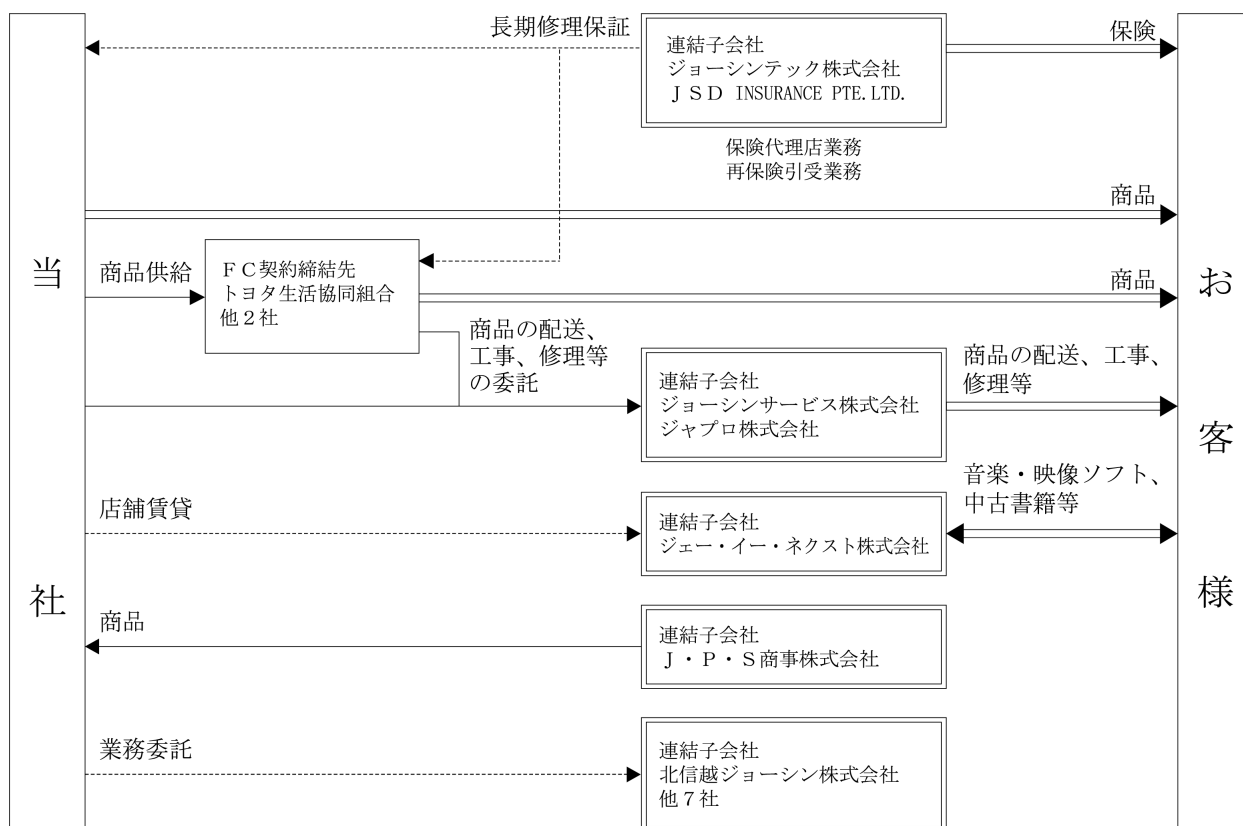
ジェー・イー・ネクスト株式会社(連結子会社)は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおり、当社はジェー・イー・ネクスト株式会社に店舗を賃貸しております。

J・P・S商事株式会社(連結子会社)は、家電製品等の販売業務を行っております。

また、当社は兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)、東海ジョーシン株式会社(連結子会社)、関東ジョーシン株式会社(連結子会社)、滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)、和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)、中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)、北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)及びジェイ・ホビー株式会社(連結子会社)に店舗運営の一部を業務委託しております。

当社は、F C契約締結先(トヨタ生活協同組合他2社)に対して経営指導、商品供給等を行っております。

以上の事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ジョーシンサービス 株式会社	大阪市浪速区	60	家電製品等の 配送、据付、 修理及び保守 業務	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 商品の配送、据付、修 理及び保守業務の委託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジョーシントック 株式会社	大阪市浪速区	100	損害保険・生 命保険代理店 業務	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 長期修理保証制度加入 受付業務の受託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジェー・イー・ネクスト 株式会社	大阪市浪速区	50	音楽・映像ソ フトのレンタ ル、中古書籍 等の売買	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 設備の賃貸借 店舗等の賃貸
(連結子会社) 兵庫京都ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	20	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員4名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジャプロ株式会社 (注) 4	大阪市浪速区	10	情報機器、通 信機器の取 付・設定	100.0 (100.0)	—	役員の兼任 2名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 情報機器、通信機器の 取付・設定業務の委託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) 東海ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 関東ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 滋賀ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 和歌山ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 中四国ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 5名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジェイ・ホビー 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) J・P・S商事 株式会社	大阪市浪速区	10	家電製品等の 販売	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 商品の仕入
(連結子会社) 北信越ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) J S D INSURANCE PTE. LTD. (注) 5	シンガポール	700千 シンガポ ールドル	損害保険の再 保険引受	100.0 (100.0)	—	役員の兼任 3名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 長期修理保証制度の再 保険引渡

- (注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 上記各社は、特定子会社に該当していません。
3. 上記各社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
4. ジャプロ株式会社の「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社所有しております。
5. J S D INSURANCE PTE. LTD. の「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であり、ジョーシントック株式会社が所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

事業部門	従業員数(名)
販売部門	3,833 (3,871)
管理部門	107
合計	3,940 (3,871)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 4. 管理部門は、当社本社の総務部門等の人員数であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,439 (3,478)	43.0	19.1	5,742

事業部門	従業員数(名)
販売部門	3,332 (3,478)
管理部門	107
合計	3,439 (3,478)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、一般従業員におけるものであり、出向受入者等(869名)及び臨時従業員を含めてのものではありません。
 4. 平均年間給与は、一般従業員及び出向受入者等におけるものであり、臨時従業員を含めてのものではありません。なお、平均年間給与には賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 6. 管理部門は、本社の総務部門等の人員数であります。

(3) 労働組合の状況

当グループ各社の労働組合は、U Aゼンセンに所属しております。

なお、連結子会社であるジョーシントック株式会社、ジェー・イー・ネクスト株式会社、兵庫京都ジョーシン株式会社、ジャプロ株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社、J・P・S商事株式会社及びJ S D INSURANCE PTE. LTD. には、労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当グループが判断したものであります。

(1) 経営方針、経営環境及び優先的に対処すべき課題等

当グループは、家電製品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器の専門販売店をコア事業と位置づけ、高度な専門性、ライフスタイル提案型の売場、豊富な品揃え、リーズナブルな価格、安心確実なアフターサービスを創業以来の「まごころサービス」の精神でお客様に提供するとともに、多種多様なお客様のニーズにお応えしたいとの思いから、インターネットショップ「Joshin webショップ」をはじめとするネットワーク関連事業、フランチャイズ事業などの関連・周辺分野への展開により、「オンリーワンの幸せ提供業」を経営の最重要テーマに、お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主様、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる、「Joshinだからこそできる経営」を推進することを目指しております。

また、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、業績向上に向けグループ一丸となって取り組んでおります。

当家電販売業界の現状につきましては、競合他社や拡大傾向にあるネット販売との競争に加えて、消費税増税後の消費マインドの低下による需要の低迷、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗休業や営業時間の短縮、またサプライチェーンの懸念に起因する商品供給の不安等、過去に例のない予測困難な極めて厳しい環境下にあります。

当グループは、関西地区、東海地区、関東地区、北信越地区等、幅広いエリアへ店舗展開を行っておりますが、関西地区の売上高が過半を占め、「唯一関西資本」「阪神タイガースのオフィシャルスポンサー」等の地域密着経営により、関西地区においては競合他社には真似できない競争優位性を持っております。また、通信販売事業に早くから取り組み、現在はそのノウハウを活かしインターネットショップ「Joshin webショップ」を展開し、高い顧客満足度評価をいただいております。

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等、事態の完全な収束までには長期間を要することが予想され、当グループにおいても店舗休業や営業時間の短縮、オープニング等の大規模なセールの上粛等を余儀なくされており、先行きについて極めて不透明な状況が続くものと思われま

す。

当家電販売業界全体におきましても、消費マインドの低迷による需要の伸び悩みや競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況下、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用し、全社員一丸となって、時代の変化とニーズに即応した事業構造の改革を目指し、引き続き「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と収益性の向上に注力していきます。

また、「オーバーストア」と言われる当家電販売業界の中で、新規出店偏重の拡大路線を避け、創業以来積み上げてきた経営資源を有機的に統合・再編して本業に一層磨きをかけることにより、将来の持続的成長を支える事業基盤を再構築しCS（顧客満足）の一層の向上を目指します。

さらに、「働き方（働きがい）改革」による職場環境の改善を通じて、ES（従業員満足）の一層の向上を図り、意欲の高い従業員の積極的な経営参画によって、変化に即応し時代のニーズをいち早くビジネスに直結させ、「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と新たなCS創出を目指します。

販売費及び一般管理費いわゆるコストの増加は今後も続く傾向にあると思われま

すので、コスト削減はもとより、いかにコストの増加に見合った利益をあげるかが今後の優先的に対処すべき課題となります。

(2) J T-2020 経営計画 (2017年4月1日～2020年3月31日) について

① 中期経営計画策定の背景

当家電販売業界におきましては、マーケットの伸び悩みや、消費動向の不透明感、同業他社との競争の激化、ネット販売の拡大基調等ますます激しさを増しており、昨今一層顕著になってきております。

新規出店においても、不動産価格の高騰やオーバーストア環境から安定的な売上と利益の見込める物件の確保が困難な状況が続き、また営業の現場でも人手不足感も強くなりつつある中で、店舗毎の適正人員の見直しも余儀なくされています。

かかる環境下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指すことを主眼に新たな計画を策定することといたしました。

計画期間を3カ年とし、より機動的かつ精度の高い計画の推進を図ってまいります。

② 中期経営計画の目的

中期経営計画は、2020年3月期以降の当グループの中長期的な成長の礎とするため、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用しつつ、事業構造の改革と全従業員の経営参画によって、時代の変化に即応し、時代のニーズをいち早くビジネスに直結させて「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と高い収益性の実現を目的としております。

③ J T-2020 経営計画 テーマ

「オンリーワンの幸せ提供業」

お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる経営を推進する。

④ J T-2020 経営計画 基本施策

「オンリーワンの幸せ提供業」を実現するために「四つの力」を引き出し「3つのお約束」を実践する！

「四つの力」

- I 『人の力』による精度と回転率の向上 (生産性の向上)
- II 『商品の力』による幸せ提供業の推進 (売上・利益の拡大)
- III 『会社の力』による経営体質の強化 (企業価値の向上)
- IV 『時の力』によるビジネス機会の拡大 (事業基盤の拡充)

「3つのお約束」

- I どこよりも笑顔ともてなしのあふれるジョーシン！
- II どこよりも感動がある商品提案のできるジョーシン！
- III どこにも負けない納得のサポートサービス完備！

⑤ 経営の基本

「仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！」

⑥ J T-2020 経営計画 計画値に対する実績の達成状況

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	売上高 経常利益率	自己資本比率
計 画	405,000	11,000	11,000	6,000	2.7%	43%以上
実 績	415,643	8,979	8,900	5,418	2.1%	45.2%
達成率	102.6%	81.6%	80.9%	90.3%	—	—

3カ年計画の2年目までは、計画に対して売上高、利益項目ともに順調な進捗状況でありましたが、最終年度である2020年3月期は、消費税増税後の想定を超える消費マインドの低下や、想定外の新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等により、利益項目について未達となりました。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の変動要因について

当グループの取り扱う家電製品においては、冷蔵庫・エアコン・暖房機等はその時の季節感との相関関係が強く、特に夏・冬の天候如何によって当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

また、当グループの業績は繁忙月である7月、12月、3月のウエートが高く、特に上半期(4～9月)は繁忙月が7月のみであり、上半期と下半期の業績に偏りが生じる可能性があります。

当グループといたしましては、販売時期が一定期間に集中する傾向にあるエアコン等の季節商品は、早期ご購入による、お待ちいただくことのない据付工事の完了や、閑散期にご購入いただく際の特典等を訴求することにより、季節感に左右されない売上を創造し、また、創業月である5月には、当グループにとって特別なセールである「大創業祭」を催す等、業績の偏りを解消すべく、販促施策の充実を図っております。

(2) 資金調達及び金利変動について

当グループは、2020年3月期末時点において47,144百万円の借入金等有利子負債があります。今後、新型コロナウイルスの感染拡大による景気の後退、金融収縮等の全般的な市況の悪化や、信用格付けの格下げ等による信用力の低下、事業見通しの悪化等の要因により、当グループが望む条件で適時に資金調達できない可能性があります。また、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により、当グループの事業、財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、常に多様な資金調達手段を検討しており、金融環境の変化に迅速に対応できる体制を整えております。

(3) 顧客情報の管理について

当グループは、販売戦略としてポイントカードを発行し大量の顧客情報を取り扱っております。しかしながら、今後、犯罪行為等による顧客情報の流出により問題が発生した場合には、その後の事業展開において、当グループの社会的信用の低下を招き、財政状態、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、2005年4月全面施行の個人情報保護法に対処すべく、個人情報保護方針、個人情報管理基準等の策定や推進体制の整備を行っております。具体的には、保有する総ての情報及び情報システムに対し、物理的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策及び運用的セキュリティ対策からなる総合的な情報セキュリティ対策を実施し、これらの情報セキュリティ確保に向けた取り組みを継続的に実施していくためにセキュリティポリシーを定め、各組織や各人の役割・責任が明確化された情報セキュリティマネジメントシステムを構築し運用する「ジョーシングループ情報セキュリティ基本方針」を策定しており、コンプライアンスの推進を目的に設置された社長直轄の「CSR推進室」により、全従業員に対し定期的に理解度の確認を行っております。

このような取り組みが認められ、2005年4月25日付で家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」の付与・認定を財団法人日本情報処理開発協会(現・一般財団法人日本情報経済社会推進協会)より受け、2005年5月13日より同マークの使用を開始しております。

万一顧客情報の流出が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告され、迅速な対応を可能とする体制を構築しております。

(4) 商品の安全性について

当グループの提供する商品において、構造上の問題点や危険物の混入、また誤使用等により、商品の品質に重大な瑕疵や不備その他予期せぬ重大なトラブルが発生した場合には、当グループの社会的信用の低下を招き、財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、「ジョーシングループ製品安全自主行動指針」を策定し、万一製品事故等(欠陥、不具合、類似製品の事故)が発生した場合、お客様、製造事業者、輸入事業者、修理・設置事業者等から積極的に情報を収集し社内共有するとともに、速やかに情報をお客様、製造事業者、輸入事業者、修理・設置事業者等に提供できる体制を整えております。これにより、被害の拡大を防ぎ、事故再発の防止、原因究明に貢献いたします。また、必要があれば自主的に行政等の関連機関にも報告するなど、製造事業者、輸入事業者による迅速かつ的確なリコール(製品回収)等が行われるよう積極的に協力し、お客様の安全確保を最優先に行動いたします。

このような取り組みが認められ、経済産業省が「製品安全に積極的に取り組んでいる事業者」を企業単位で広く公募し、厳正な審査の上で表彰する「製品安全対策優良企業表彰」の大企業小売販売事業者部門において、制度初の3連続「経済産業大臣賞」を受賞しました(2008年度・2010年度・2012年度。応募規定により受賞翌年度の応募資格なし)。これにより、2014年6月、経済産業大臣賞(あるいは金賞)3回以上の受賞企業を対象に創設された「製品安全対策ゴールド企業マーク」を初めて授与され、同制度上初の「製品安全対策ゴールド企業」に認定されております。

(5) 人材について

当グループの事業活動は人材に大きく依存しており、店舗運営をはじめとした各分野において優秀な人材を確保・育成することは成長に不可欠であります。しかしながら、少子高齢化の進行による人口構成の変化等により、採用計画が予定通りに進まない場合や、労働需給の逼迫等により従業員にかかる費用が増加する場合、当グループの中期経営計画のテーマである、お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主様、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる経営を推進することを目指す「オンリーワンの幸せ提供業」を実現できず、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、新規採用だけではなく、即戦力としての中途採用や定年再雇用、その他退職者の再雇用、また働く側のニーズにも応えた短時間パートタイマーの採用等にも力を入れ、積極的に優秀な人材を採用して行く方針であります。また、従業員が高いモチベーションで最大限の能力を発揮できるよう、人事評価制度や研修制度の整備を行うこと等により、従業員の定着率の向上、人材のレベルアップに努めております。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動の停滞等、事態の収束の兆しが見えない環境下、緊急事態宣言の発令に伴い4月以降、当グループにおいても店舗休業や営業時間の短縮等を余儀なくされております。また、従業員の働き方についても、平時からの抜本的な見直しが必要となります。消費の冷え込みがいつまで継続するのか不明であり、翌連結会計年度における売上高の減少及び営業キャッシュ・フローの減少が予想されます。長期間に渡り人やモノの流れが分断し、さらに、長期間の外出自粛は、将来に渡り、消費者の価値観や消費行動を変容させ、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループの事業活動は、一部を除いて、緊急事態宣言下での地方自治体の休業要請の対象外でありましたことから、家電製品は生活必需品であり、社会インフラの一端を担うものであると考えております。各行政機関の指針に従った感染防止策の徹底や、各自治体の自粛要請に沿った営業時間の変更等を実施するなど、お客様及び従業員の安全を考慮した店舗運営を実施し、「オンリーワンの幸せ提供業」を実践してまいります。

(7) その他のリスクについて

① 店舗展開について

出店先の選定については店舗の採算性を重視しており、賃借料や入居保証金等の出店条件、周辺世帯数、交通アクセス等の立地調査に基づく投資回収期間や予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。この条件に合致する物件が見当たらない場合、出店計画を変更することがあり、これに伴って当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

また、出店先の商業施設の売上高や集客力が変化した場合や、近隣地域への競合商業施設の出店等により顧客動向が変化した場合等にも、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、市場調査や幅広い店舗用地・空店舗などの募集により、出店候補地の検討数を増やしております。また、業績、市場環境の変化や競合商業施設の出店動向の把握に努め、万一事業縮小や閉鎖を余儀なくされるような状況に陥った場合には、速やかに減損損失や店舗閉鎖損失引当金の計上等により、経営成績等への影響を最小限に抑えます。

② 入居保証金について

店舗の賃借に伴う入居保証金等につきましては、2020年3月期末時点における残高は13,127百万円となっております。賃貸人が経営破綻等した場合には入居保証金等の全部または一部が回収できなくなる可能性もあり、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、賃貸借契約満了に伴う返還以外の方法として、賃料との一部相殺等、分割返還による早期回収に努めております。

また賃貸人と良好な関係を築き、情報収集に努め、万一賃貸人の経営破綻等の兆候が見られるときには、貸倒引当金の計上等により、経営成績等への影響を最小限に抑えます。

③ 物流関連の業務委託について

当グループは、一部の物流業務について外部業者に委託しております。現在、業務委託先の協力の下最適な物流体制を構築しておりますが、物流コストの上昇や配送ドライバーの人手不足問題等により、特に当グループで展開しておりますインターネットショップ「Joshin webショップ」へのお客様からのご注文量の増加に対応した配送網の構築が間に合わない場合、当グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、今後、業務委託先の事業方針や戦略等の見直し、経営状況の変化や財務内容の悪化並びに取引条件の変更等があった場合にも、当グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、今後も企業成長と共に安定した物流体制の構築に向けた体制整備に取り組んでまいります。

④ 法的規制等について

当グループは、「大規模小売店舗立地法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」による規制、「不当景品類及び不当表示防止法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「特定家庭用機器再商品化法」、「古物営業法」等、様々な法的規制を受ける事業を行っております。新たな法令の制定や規制の強化、規制当局による措置その他の法的手続きが行われた場合は、当グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、法令遵守に努めておりますが、万一、これらに違反する事由が生じ、事業活動が制限された場合、当グループの社会的信用の低下を招き、財政状態、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、各法に従って適切に業務を遂行するため、コンプライアンス全体を統括する組織である「CSR委員会」の設置や社内マニュアル「ジョーシングループ行動規範」の整備、定期的な社員教育等の実施を行っております。また顧問弁護士による法律相談会を定期的に行い、新規事業等の計画や通常の営業活動等において違法性のないことの確認を行っております。

⑤ 特有の取引慣行(受取りペイト)について

当グループで販売している商品については、各仕入先との契約により仕入金額に対して受取りペイトを収受しているものがあります。今後仕入金額の減少や、取引条件の変更が生じた場合には、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、各仕入先と良好な関係を築き、安定した仕入の量を確保し販売実績を残すため、新製品の垂直立ち上げ等、様々な販売施策を各仕入先の協力の下企画実践しております。

⑥ 商品の据付工事・配送設置について

当グループは主に家電製品を取り扱っており、その性質上、お客様のご自宅を直接訪問し、据付工事や配送設置等を行うことが多々あります。その際に、誤って壁面や床面等ご自宅の設備を破損した場合、お客様に多大なご迷惑をおかけすることとなり、当グループの社会的信用の低下を招き、財政状態、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、配送設置については、物品搬入訓練用家屋構造の独自性が認められ、2012年4月に特許を取得いたしました配送設置技術の習得を目的とする「トレーニングハウス」を当グループ技術研修センター内に開設し、配送設置を受け持つ社員を対象に実務研修を行っております。また、多くの据付工事を外部業者に委託しておりますため、新製品技術説明会等で据付工事に伴う事故防止と個人情報保護法の知識、取り扱いルールなどについての研修を実施しております。さらに、新製品への対応力を高めるための技術研修も定期的に行っております。また、お客様に対するCSR活動の最重要課題として、当グループのCS(顧客満足)マインドと具体的な取り組みの理解のために「CS研修」も行っております。

⑦ 自然災害・事故等について

自然災害及び火災・事故等が発生した場合は、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。また、当グループに限らず、取引先の被災等により通常の商品供給が困難となった場合にも、当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

当グループといたしましては、災害発生に備え予め準備をしておく内容をまとめた「災害対策マニュアル」、災害発生時の対応についてまとめた「災害発生時対応マニュアル」等を策定しており、全従業員に対し定期的に理解度の確認を行い、訓練を行っております。また、当グループにおける事業継続を著しく脅かす事象が発生した場合の対応基本方針として「事業継続計画書」を策定しており、災害等からの早期復旧を目指す体制を整えております。

⑧ その他

上記以外にも、犯罪被害、システム障害、電力不足による計画停電、その他風評被害等が発生する可能性は否定できず、そうした場合には当グループの財政状態及び経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景とした、緩やかな回復基調にありましたが、10月の消費税増税による消費マインドの低下、不安定な国際情勢、通商問題、為替や金融市場の動向、海外経済の不確実性等に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界レベルでの拡大による経済活動の著しい停滞により、景気の先行きは極めて不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましては、買い替え需要や高機能商品へのニーズの高まり等から、テレビ、パソコンといった映像・情報関連商品、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった白物家電が堅調に推移する一方で、値引き規制や暖冬傾向から携帯電話、暖房機といった商品群は低調な実績にとどまりました。商環境におきましては、消費マインドの低下による需要の低迷、競合他社や拡大傾向にあるネット販売との競争に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による店舗休業や営業時間の短縮、またサプライチェーンの懸念に起因する商品供給の不安等、過去に例のない予測困難な極めて厳しい環境下にあります。

このような状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指す、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマとした3カ年の中期経営計画『J T-2020 経営計画』の最終年度にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、今年度も同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

営業面では、来店されるお客様の利便性向上を目的として、2020年2月1日より、家電量販店「Joshin」等ジョーシングループ212店舗において、どなたでもご利用いただけるFree Wi-Fiサービス「Joshin_Free_Wi-Fi」を開始しました。（2020年3月31日現在227店舗に導入）

また、今後長くeスポーツ普及に貢献するため、ジョーシン三宮1ばん館9階に客席数170席、面積173㎡の西日本最大級の規模の「eスポーツアリーナ三宮」を2020年2月23日にオープンしました。本施設は、当社とメインスポンサー契約を締結したプロeスポーツチーム「SIRIUS GAMING(シリウスゲーミング)」が自ら運営を担当するeスポーツアリーナで、今後益々発展が見込まれるマーケットに対し当グループとして積極的に参画し、次世代のeスポーツスターの登場につなげていきたいと考えています。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、高槻店(大阪府)をはじめ12店舗の出店を行うとともに10店舗を撤収した結果、当連結会計年度末の店舗数は234店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高415,643百万円(前年同期比102.9%)、営業利益8,979百万円(前年同期比81.7%)、経常利益8,900百万円(前年同期比80.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益5,418百万円(前年同期比85.3%)となりました。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、投資活動及び財務活動による支出が営業活動による収入を上回った結果、前連結会計年度末より1,056百万円の減少となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は3,333百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益8,112百万円、減価償却費5,087百万円、たな卸資産の減少6,710百万円、仕入債務の減少2,816百万円等があり、全体では13,022百万円の収入と前年同期と比べ8,489百万円の増加(前年同期4,533百万円の収入)になりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等による固定資産の取得及び差入保証金の差入による7,879百万円の支出等があり、全体では6,316百万円の支出と前年同期と比べ4,110百万円の増加(前年同期10,427百万円の支出)になりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金等の有利子負債の減少5,572百万円、配当金の支払1,346百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出1,153百万円等があり、全体では7,762百万円の支出と前年同期と比べ13,663百万円の減少(前年同期5,900百万円の収入)になりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

A. 都府県別販売実績

当連結会計年度における販売実績を都府県別に示すと、次のとおりであります。

都府県名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
大阪府	182,508	102.9
兵庫県	55,053	102.1
愛知県	25,715	103.3
奈良県	22,144	102.2
京都府	18,775	102.8
滋賀県	15,121	103.2
新潟県	13,121	104.9
和歌山県	12,859	104.0
三重県	11,783	108.1
岐阜県	10,930	103.6
埼玉県	10,612	93.0
富山県	10,513	109.5
千葉県	5,747	101.2
東京都	4,540	102.9
石川県	3,858	101.2
福井県	3,302	106.0
神奈川県	2,992	102.0
岡山県	1,702	102.3
山形県	1,646	105.9
長野県	1,450	109.9
静岡県	1,258	97.9
合計	415,643	102.9

- (注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 「大阪府」には、店頭販売以外の売上が含まれております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

B. チャネル別販売実績

当連結会計年度における販売実績をチャネル別に示すと、次のとおりであります。

	売上高(百万円)	前年同期比(%)
店頭販売	340,890	102.7
インターネット販売	57,134	104.8
その他	17,618	101.2
合計	415,643	102.9

- (注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

C. 品別販売実績

当連結会計年度における販売実績を品別別に示すと、次のとおりであります。

品名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
家電		
テレビ	30,095	119.1
ビデオ及び関連商品	11,802	97.0
オーディオ及び関連商品	7,541	105.5
冷蔵庫	30,243	111.5
洗濯機・クリーナー	39,289	107.4
電子レンジ・調理器具	19,893	100.7
理美容・健康器具	13,283	99.9
照明器具	3,708	91.9
エアコン	43,411	103.5
暖房機	3,751	77.6
その他	22,532	96.3
小計	225,553	104.6
情報通信		
パソコン	28,486	127.8
パソコン周辺機器	14,729	95.3
パソコンソフト	1,590	102.0
パソコン関連商品	18,785	94.8
電子文具	1,477	89.2
電話機・ファクシミリ	1,593	91.2
携帯電話	25,513	86.1
その他	1,924	101.2
小計	94,101	100.1
その他		
音楽・映像ソフト	4,448	101.3
ゲーム・模型・玩具・楽器	52,034	100.3
時計	2,319	108.9
修理・工事収入	16,827	103.7
その他	20,357	103.8
小計	95,987	101.8
合計	415,643	102.9

- (注) 1. 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

A. 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べて2.9%増加の415,643百万円となりました。これは主に、買い替え需要や高機能商品へのニーズの高まり等から、テレビ、パソコンといった映像・情報関連商品、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった白物家電が堅調に推移する一方で、値引き規制や暖冬傾向から携帯電話、暖房機といった商品群は低調な実績にとどまったことによります。

また、商環境におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷、競合他社や拡大傾向にあるネット販売との競争に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗休業や営業時間の短縮、またサプライチェーンの懸念に起因する商品供給の不安等、過去に例のない予測困難な極めて厳しい環境下にあります。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、高槻店(大阪府)をはじめ12店舗の出店を行うとともに10店舗を撤収した結果、当連結会計年度末の店舗数は234店舗となりました。

売上総利益は、売上高の伸長により、前連結会計年度に比べて2.5%増加の100,604百万円となりました。しかしながら、当連結会計年度は、「働き方改革」推進のため、中途採用やパートタイマー等の採用強化、お客さまからのお問い合わせに一次対応するコールセンターの活用、開店前の準備作業等に当たる短時間パートタイマーや電子プライスの全店配備等の積極的な省力化投資を行い、また、人手不足に起因する物流コストの上昇、クレジット会員の増加に伴う会員特典である商品無料修理保証の保険料の負担増等により、販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べて5.1%増加となり、販売費及び一般管理費の増加を売上総利益の増加でカバーできず、営業利益は前連結会計年度に比べて18.3%減少の8,979百万円となりました。また、売上高営業利益率は前連結会計年度より0.5ポイント低下し、2.2%となりました。

営業外損益は、前連結会計年度に比べて営業外収益が0.4%減少し、営業外費用が23.3%増加しました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて19.1%減少の8,900百万円となりました。また、売上高経常利益率は前連結会計年度より0.6ポイント低下し、2.1%となりました。

特別損益については、固定資産売却益等により、特別利益は合計で480百万円となりました。また、当グループでは、店舗のスクラップアンドビルドによる「店舗力の強化」が必要不可欠であると考えておりますことから、当連結会計年度においても店舗の撤収または改装等に伴う固定資産除却損、減損損失及び店舗閉鎖損失引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、特別損失は合計で1,269百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べて14.7%減少の5,418百万円となりました。

また、当連結会計年度の1株当たりの当期純利益は、前連結会計年度の239.10円と比べて36.26円減少の202.84円となりました。

当連結会計年度の経営成績等は、2017年5月に公表しました当グループの中期経営計画である『JT-2020経営計画』の最終年度にあたり、同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。同計画は当事業年度を最終年度とする3カ年の経営計画であり、最終年度の目標数値として、売上高4,050億円、営業利益、経常利益ともに110億円、親会社株主に帰属する当期純利益60億円、売上高経常利益率2.7%、自己資本比率43%以上とする計画で、堅実かつ着実な成長を目指しておりましたが、前連結会計年度の経営成績では最終年度の目標数値を経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び売上高経常利益率においては1年前倒して達成することができましたものの、当連結会計年度においては、消費税増税後の想定を超える消費マインドの低下や、想定外の新型コロナウイルスによる経済活動の停滞等により、利益項目について未達となりました。同計画の詳細は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) JT-2020 経営計画 (2017年4月1日～2020年3月31日) について」をご参照ください。

なお、2020年4月をスタートとした新たな中期経営計画につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等、今後の業績を見積もる上で未確定要素が多いことから公表を延期しておりますが、『JT-2020 経営計画』のテーマである、「オンリーワンの幸せ提供業」を実現するために「四つの力」を引き出し「3つのお約束」を実践するという基本施策を踏襲し、売上高や利益項目等、具体的な経営目標を確定でき次第速やかに公表いたします。

当グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、消費マインドの低下、天候不順等が上げられますが、耐久消費財の販売を主業とする当グループにとって、一定の買い替え需要は常に存在することから、他社との比較において人的な生産性の向上と積極的な販売促進策の実行により、厳しい環境下においても安定的な業績をあげられるよう努力してまいります。なお、その他の要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

B. 財政状態の分析

当連結会計年度末は前連結会計年度末に比べ、資産は流動資産が9,606百万円減少し、固定資産が435百万円減少したため、合計で10,042百万円減少し、当連結会計年度末の資産合計は197,308百万円となりました。資産の増減の主な内容は、たな卸資産6,710百万円減少、受取手形及び売掛金1,673百万円減少、現金及び預金1,056百万円減少、投資有価証券972百万円減少、建物及び構築物2,495百万円増加等であります。

負債は流動負債が9,660百万円減少し、固定負債が3,437百万円減少したため、合計で13,098百万円減少し、当連結会計年度末の負債合計は108,161百万円となりました。負債の増減の主な内容は、借入金等の有利子負債5,572百万円減少、支払手形及び買掛金2,816百万円減少、商品保証引当金2,736百万円減少等であります。

純資産は株主資本が4,383百万円増加し、その他の包括利益累計額が1,328百万円減少したため、合計で3,055百万円増加し、当連結会計年度末の純資産合計は89,147百万円となりました。純資産の増減の主な内容は、利益剰余金4,186百万円増加等であります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

A. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

なお、当グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは次のとおりであります。

	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
自己資本比率 (%)	39.1	40.8	42.9	41.5	45.2
時価ベースの自己資本比率 (%)	25.2	32.3	54.6	32.8	28.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	74.5	3.1	2.9	11.6	3.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	1.9	53.7	59.3	20.2	58.0

(注) 自己資本比率 : 自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー／利払い

※各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

※株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

※有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

※営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を使用しております。

B. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当グループの資本の財源及び資金の流動性については、当グループの運転資金需要のうち主なものは商品の仕入を中心とした営業性費用と、人件費等の販売管理費用が中心となります。投資関連の費用としては、小売業という特性から店舗開発や店舗の改装といった設備投資が中心となります。

当グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金については自己資金、金融機関からの短期借入及びコマーシャル・ペーパーによる調達を基本としております。また、設備関連資金については金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は50,324百万円となっております。また、当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は3,333百万円となっております。

今後の重要な設備投資計画等につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載の通りであります。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。なお、個々の「重要な会計上の見積り」については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 及び(追加情報)」に記載の通りであります。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

A. 繰延税金資産

当グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

B. 固定資産の減損

当グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の評価の前提条件には、投資期間を通じた将来の収益性の評価などが含まれますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ回収可能価額が減少した場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

当グループは既存の小売店と共存共栄を図ることを基本方針として、フランチャイズ契約(トヨタ生活協同組合他2社・全5店舗…「第1 企業の概況 3 事業の内容」ご参照)を締結しております。フランチャイズ契約の要旨は次のとおりであります。

契約の目的	上新電機株式会社(本部)は、加盟店に対して本部が使用している商号・商標及び経営ノウハウ等を提供し、本部と同一企業イメージで事業を行う権利を与える。 加盟店は、これに対し一定の対価を支払い、本部の指導と援助のもとに継続して営業を行い、相互の繁栄を図ることを目的とする。
仕入及び販売	加盟店の販売商品は本部より仕入れ、本部の提供したノウハウによって消費者に販売し、アフターサービスを行う。
契約期間	契約締結日が9月30日以前の場合、契約締結日から翌年度の3月31日までとし、契約締結日が10月1日以降の場合、契約締結日から翌々年度の3月31日までとする。ただし、期間満了6ヵ月前までに当事者のいずれかより解約申出のない時は1年ごとの自動延長。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、当社並びに連結子会社の営業網の強化と売場効率の改善を図るため、店舗の新設や既存店舗の改装等を行い、さらに翌連結会計年度以降の店舗開設の先行投資を行いました。

この結果、上記に係る設備投資(差入保証金を含む)の実施額は8,120百万円となりました。

また、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
岸和田店 (大阪府岸和田市) 他大阪府61店舗 [うち賃借店舗33店]	店舗設備	12,415	1,031	19,293 (103)	47	3,778	36,566	862
三宮1ばん館 (神戸市中央区) 他兵庫県36店舗 [うち賃借店舗24店]	店舗設備	4,243	759	870 (6)	7	2,249	8,130	506
京都1ばん館 (京都市右京区) 他京都府11店舗 [うち賃借店舗4店]	店舗設備	2,782	319	582 (4)	4	697	4,386	162
守山店 (滋賀県守山市) 他滋賀県11店舗 [うち賃借店舗10店]	店舗設備	800	113	709 (9)	—	333	1,956	131
郡山店 (奈良県大和郡山市) 他奈良県12店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	1,741	133	606 (5)	1	504	2,986	193
和歌山店 (和歌山県和歌山市) 他和歌山県8店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	1,255	92	462 (7)	0	331	2,142	113
岡山岡南店 (岡山市北区) 他岡山県1店舗 [うち賃借店舗1店]	店舗設備	284	7	479 (6)	0	50	821	20
板橋前野店 (東京都板橋区) 他東京都4店舗 [賃借店舗]	店舗設備	21	9	—	4	373	408	56
相模原小山店 (相模原市中央区) 他神奈川県1店舗 [賃借店舗]	店舗設備	91	9	—	—	112	213	30
鴻巣店 (埼玉県鴻巣市) 他埼玉県6店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	308	77	—	5	317	708	95
アウトレット浦安店 (千葉県浦安市) 他千葉県3店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	644	83	—	0	246	974	56
スーパーキッズランド大須店 (名古屋市中区) 他愛知県15店舗 [うち賃借店舗11店]	店舗設備	2,625	302	668 (10)	4	898	4,499	215
多治見店 (岐阜県多治見市) 他岐阜県5店舗 [うち賃借店舗4店]	店舗設備	485	85	—	0	310	882	75
松阪店 (三重県松阪市) 他三重県8店舗 [うち賃借店舗7店]	店舗設備	804	137	255 (5)	2	366	1,566	122
焼津インター店 (静岡県焼津市) [賃借店舗]	店舗設備	131	38	—	—	30	199	12
富山本店 (富山県富山市) 他富山県7店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	1,959	163	454 (6)	19	280	2,877	93
金沢本店 (石川県金沢市) 他石川県2店舗 [うち賃借店舗2店]	店舗設備	281	31	—	23	257	594	29

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
福井本店 (福井県福井市) 他福井県1店舗 [うち賃借店舗1店]	店舗設備	157	40	257 (2)	27	87	570	27
亀貝店 (新潟市西区) 他新潟県8店舗 [うち賃借店舗3店]	店舗設備	1,179	209	554 (7)	50	219	2,213	112
山形嶋店 (山形県山形市) 他山形県1店舗	店舗設備	747	13	31 (1)	12	17	822	19
長野インター店 (長野県長野市)	店舗設備	197	6	—	0	8	211	11
本社 (大阪市浪速区) [賃借建物]	事務所設備	48	11	—	8	18	86	230
なんばビル (大阪市浪速区)	事務所設備	727	9	336 (0)	0	385	1,458	120
関西物流センター (大阪市住之江区) [賃借建物]	倉庫設備	119	4	—	13	344	482	6

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
2. その他有形固定資産には、リース資産を含んでおります。
3. 現在休止中の重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
ジェー・ イー・ネ クスト株 式会社	BOOK OFF大阪 難波中店 (大阪市浪速区) 他大阪府7店舗 [うち賃借店舗6店]	店舗設備	122	31	—	—	0	154	14
	T S U T A Y A加古川 店 (兵庫県加古川市) 他兵庫県1店舗 [賃借店舗]	店舗設備	8	5	—	—	0	13	3
	BOOK OFF滋賀 水口店 (滋賀県甲賀市) 他滋賀県1店舗 [賃借店舗]	店舗設備	7	0	—	—	8	15	3

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
2. 現在休止中の重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)		着工年月	完成予定 年 月	完成後の 予定売場 面積(m ²)
			総 額	既支払額			
提出会社	香里園アル・プラザ店 (大阪府寝屋川市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	242	54	2020年 3 月	2020年 4 月	2,554
	みのおキューズモール 店 (大阪府箕面市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	259	100	2020年 2 月	2020年 4 月	1,983
	(仮称)六地藏店 (京都府宇治市)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	948	39	2020年 5 月	2020年 11月	2,810
	(仮称)北花田店 (堺市北区)	店舗の新設 (土地・建物・内装・差入保 証金)	1,338	603	2020年 3 月	2020年 11月	1,985
	(仮称)南彦根店 (滋賀県彦根市)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	836	31	2020年 7 月	2021年 1 月	2,709

(注) 1. 今後の所要資金は自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなう予定であります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,680,333	28,680,333	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	28,680,333	28,680,333	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日(注1)	△28,784	28,784	—	15,121	—	5,637
2020年1月14日(注2)	△103	28,680	—	15,121	—	5,637

- (注) 1. 2017年6月27日開催の第69回定時株主総会の決議により、2017年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、発行済株式総数は28,784,034株減少し、28,784,033株となっております。
2. 2019年12月17日開催の取締役会の決議により、2020年1月14日付で自己株式103,700株の消却を実施したため、発行済株式総数は28,680,333株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	49	20	279	120	3	4,700	5,171	—
所有株式数(単元)	—	109,928	1,021	88,791	19,675	7	66,999	286,421	38,233
所有株式数の割合(%)	—	38.38	0.36	31.00	6.87	0.00	23.39	100.00	—

(注) 1. 自己株式1,858,119株は、「個人その他」に18,581単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

2. 役員向け株式交付信託口が保有する当社株式65,070株は、「金融機関」に650単元、「単元未満株式の状況」に70株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
上新電機社員持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6-5	1,779	6.63
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	1,350	5.03
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,251	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,165	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	677	2.52
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	600	2.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	571	2.13
シャープ株式会社	堺市堺区匠町1番地	542	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	506	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	472	1.76
計	—	8,917	33.24

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,165千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 507千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 472千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,858千株があります。

3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,858,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,784,000	267,840	—
単元未満株式	普通株式 38,233	—	—
発行済株式総数	28,680,333	—	—
総株主の議決権	—	267,840	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、役員向け株式交付信託口保有の当社株式65,070株(議決権の数650個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	1,858,100	—	1,858,100	6.47
計	—	1,858,100	—	1,858,100	6.47

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員株式所有制度

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生 の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を2014年12月10日に導入しております。

本プランは、「上新電機社員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当社では、本プランの導入により本持株会への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

当社は本プランの導入のため「上新電機社員持株会信託口」(以下、「持株信託」といいます。)を設定しております。持株信託は信託設定後約5年間にわたり、本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって取得します。

持株信託は、信託期間(約5年)において本持株会に対して保有する当社株式を継続的に時価で売却します。持株信託は、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、借入金の返済及び金利の支払いを行います。持株信託の終了後、信託財産に属する金銭から、信託費用や未払いの借入元金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。ただし、借入金が完済できない場合は、保証人である当社が保証履行します。なお、当取引は信託期間満了に伴い、2020年1月6日をもって終了しております。

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

1,414千株

(注) 上記の株式の総数は、株式併合(2017年10月1日付で2株を1株)実施前の株式数によるものです。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を満たす当社社員持株会会員

2. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

① 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、業績及び株式価値と当社取締役(社外取締役を除く。以下同様)の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年6月27日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、当社取締役に対する業績連動型報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を2017年9月1日に導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に従って、当社が当社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて当社取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。また、本制度の対象となる期間は、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末で終了する事業年度までの3年間であるため、2020年6月23日開催の当社取締役会において、株式交付規程の一部改定を行った上で3年間延長することを決定いたしました。

② 取締役に取得させる予定の株式の総数

150千株

(注) 上記の株式の総数は、株式併合(2017年10月1日付で2株を1株)実施前の株式数によるものです。

③ 当該取締役に対する業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社取締役のうち受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年12月17日)での決議状況 (取得期間 2020年1月7日～2020年1月31日)	110,000	330
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	103,700	258
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,300	71
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	5.7	21.6
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	5.7	21.6

(注) 当該決議による自己株式の取得は、2020年1月7日をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	71	0
当期間における取得自己株式	76	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	103,700	173	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求に よる売渡)	94	0	—	—
保有自己株式数	1,858,119	—	1,858,195	—

(注) 1. 当期間における処分及び保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

2. 保有自己株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、収益の向上を図り経営基盤の強化に努めるとともに、株主のみなさまに対する利益還元を充実していくことが経営の重要課題であると認識しております。

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって期末配当金として剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。また、当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本的な考え方に基づき、予定通り1株当たり50円を期末配当金としております。

内部留保資金の用途につきましては、新店舗の開設、既存店舗の改装等の設備資金及び情報化投資等に活用し、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 1. 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月23日 定時株主総会決議	1,341	50

2. 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来長年培ってまいりました家電小売業への取り組みを強化し、変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応できる経営管理組織を目指しております。

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当し、一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、独立役員である社外取締役、社外監査役を選任するなど、現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主、投資家の皆様へは、経営の透明性の観点から、迅速かつ正確な情報開示に努めていきたいと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年6月より執行役員制度を導入しております。月2回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会の他に、執行役員会を毎週開催し、取締役会への議案上程に先立ち当該会議にて予め詳細な情報提供を行う体制をとっております。その結果、取締役会でのより活発な議論を促す効果も出ており、経営の意思決定の迅速化とガバナンスの強化にも繋がっております。なお、執行役員には女性も登用しております。

さらに、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年より1名、2017年より2名、2019年より3名社外取締役を選任し、社外監査役2名とあわせて5名の社外役員体制となっております。この体制により経営的観点での貴重な意見や提言を受け、経営の活性化に役立てております。また、監査役4名のうち3名は常勤監査役であり、監査役制度の充実強化も進めております。2016年度より、取締役会の諮問機関として社外取締役と監査役で構成する取締役会評価委員会も設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、社外取締役には女性も登用しております。

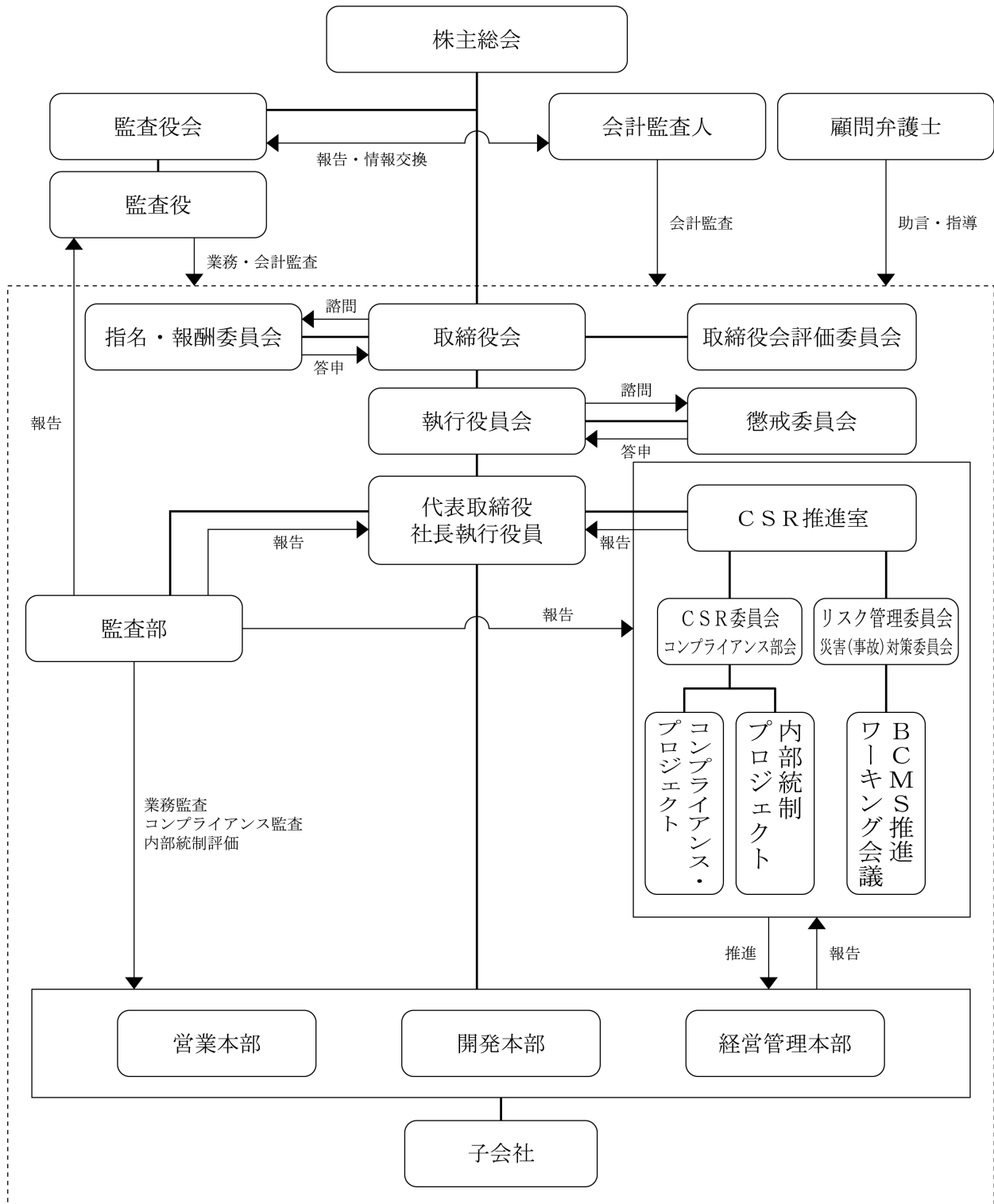
また、代表取締役、取締役等の指名及び報酬並びに最高経営責任者の後継者計画等の人事の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役、代表取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成されるものとし、委員長は独立社外取締役の中から互選により選任しております。なお、有価証券報告書提出日現在の構成メンバーは、委員長を内藤欣也（独立社外取締役）とし、野崎清二郎（独立社外取締役）、山平恵子（独立社外取締役）、中嶋克彦（代表取締役）、金谷隆平（代表取締役）の5名であります。

当社は、弁護士事務所と顧問契約をしており、必要に応じてアドバイスを受けております。また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。

当社は、さまざまな社会的責任を果たしていくため、2004年よりCSR委員会を中心とした推進体制を構築しております。CSR委員会はコンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

当社は、上記体制により、コーポレートガバナンスの強化に努めており、独立社外取締役を含めた経営の監視体制並びに企業価値の向上を目指す上で、現状十分機能する体制が整っているものと考えております。

以上のコーポレート・ガバナンス体制を図で示しますと、次のとおりであります。



(2020年6月25日現在)

③ 企業統治に関するその他の事項

A. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、この基本方針に基づき、会社法及び会社法施行規則に定める当グループの業務の適正を確保するための体制を、また、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

(a) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
- ii) コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- iii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を通じてトップマネジメント、取締役会、執行委員会、監査役に報告される体制を構築する。
- iv) 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- v) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ii) 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- i) 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ii) リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- iii) 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的なこれを見直す。
- iv) リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進ワーキング会議」を設置する。
- v) 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害(事故)対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ii) 定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- iii) 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- iv) 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- v) 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 子会社取締役当社取締役を就任させる。
 - ii) 子会社監査役当社監査役を就任させる。
 - iii) 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
 - iv) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
 - v) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても上記(d) i、iv、vについて準用する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - i) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
 - ii) 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。
- (g) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制
 - i) 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ii) 取締役及び執行役員その他の従業員は、取締役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - iii) 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - iv) 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
 - v) 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記 i から iv については社外取締役にも準用するものとする。
- (h) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
 - ii) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
 - iii) 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
 - iv) 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - v) 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記 i から iv については社外取締役にも準用するものとする。

B. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり反社会的勢力排除に係る基本方針を定めております。

当グループは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議公表）に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除いたします。また、事業者としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すべく、以下の基本原則を遵守します。

- (a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
 - i) 組織としての対応
 - ii) 外部専門機関との連携
 - iii) 取引を含めた一切の関係遮断
 - iv) 有事における民事と刑事の法的対応
 - v) 裏取引や資金提供の禁止
- (b) 基本原則に基づく対応
 - i) 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖心を与えるものであり、担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、組織全体として対応します。
 - ii) 反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保します。
 - iii) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力通報運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
 - iv) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
 - v) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
 - vi) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。
 - vii) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

C. 会社の支配に関する基本方針

(a) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(b) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

i) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電商品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(2005年4月)・ISO 14001の認証取得(2000年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(2008年、2010年、2012年)し、同制度が新

たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、荣誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、2006年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(2020年6月に「Joshinまごころ統合報告書2020」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

ii) 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社第59回定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、2010年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第65回定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で更新いたしました。(以下「前対応方針」といいます。)前対応方針の有効期間が、2019年6月25日開催の当社第71回定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2019年5月10日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。(以下「本対応方針」といいます。)

(c) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

i) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ii) 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(I 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、II 事前開示・株主意思の原則、III 必要性・相当性の原則)を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議いただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

D. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

E. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

F. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

G. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

H. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	中 嶋 克 彦	1953年1月7日生	1976年4月 当社入社 1990年4月 J & P 事業部長 1992年9月 株式会社大塚商会入社 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2006年3月 同社取締役上席常務執行役員 2010年10月 当社顧問 2011年6月 エレコム株式会社社外取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年2月 代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 代表取締役社長兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年6月 代表取締役兼社長執行役員兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年10月 代表取締役兼社長執行役員 2019年6月 代表取締役会長 (現)	(注) 3	40,943 (7,443)
代表取締役 社長執行役員	金 谷 隆 平	1956年1月30日生	1979年3月 当社入社 1993年7月 総務部長 1998年6月 取締役総務部長 2001年4月 取締役総合企画部長 2001年10月 取締役社長室長 2002年3月 取締役営業企画本部長 2002年6月 常務取締役営業本部長 2004年6月 常務取締役経営企画本部長兼総務部長 2006年4月 常務取締役経営企画本部長 2006年10月 専務取締役経営企画本部長 2008年7月 代表取締役専務経営企画本部長 2011年6月 代表取締役副社長経営企画本部長 2016年4月 代表取締役副社長経営管理本部長 2016年6月 代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 2019年6月 代表取締役兼社長執行役員 (現)	(注) 3	37,210 (4,610)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 開発本部長 兼開発部長 兼建設部長	横山 晃一	1963年3月5日生	1985年3月 当社入社 2000年4月 関西北営業部・北大阪エリアマネージャー 2001年4月 ビットワン営業部長 2004年9月 関西営業部長兼中央エリアマネージャー 2005年6月 取締役関西営業部長 2008年10月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長 2009年4月 取締役営業本部長兼関西営業部長 2012年4月 取締役営業本部長 2013年2月 取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌 2013年6月 取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌 2014年4月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長兼CS推進部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、営業統轄部管掌 2015年10月 取締役営業本部副本部長兼関西営業部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、CS推進部、営業統轄部管掌 2016年4月 取締役開発本部長兼開発部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長 2018年9月 取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長(現)	(注)3	23,560 (3,960)
取締役 常務執行役員 経営管理本部長	田中 幸治	1963年11月18日生	1986年3月 当社入社 1996年4月 人事課長 2002年4月 総務部副部長 2006年4月 総務部長 2010年6月 取締役総務部長 2016年4月 取締役経営管理本部副本部長 2016年5月 取締役経営管理本部副本部長兼総務部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長兼総務部長 2018年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長 2019年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部長(現)	(注)3	17,860 (3,960)
取締役 常務執行役員 営業本部長 兼J-web営業部長	高橋 徹也	1962年11月24日生	1986年3月 当社入社 2001年10月 関西営業部兵庫・北摂エリアマネージャー 2013年6月 東京東海営業部長 2016年6月 執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長、東海営業部、東京営業部、J&E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 2016年10月 執行役員営業本部長兼関西営業部長 2017年4月 執行役員営業本部長 2017年6月 取締役兼執行役員営業本部長 2019年6月 取締役兼常務執行役員営業本部長 ジョーシンテック株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 2020年3月 取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長(現)	(注)3	6,803 (2,803)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 経営管理本部副本部長 兼経理部長 兼経営企画部長	大 代 卓	1962年8月2日生	1986年4月 株式会社協和銀行（現・株式会社りそな銀行）入行 2002年7月 株式会社あさひ銀行（現・株式会社りそな銀行）本店営業部営業第二部次長 2005年4月 株式会社りそな銀行難波支店営業第二部部長 2012年4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長 2014年4月 経理部長 2018年6月 執行役員経理部長兼経営企画部長 2019年6月 取締役兼執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長（現）	(注) 3	4,112 (212)
取締役	野 崎 清二郎	1957年5月2日生	1981年4月 株式会社協和銀行（現・株式会社りそな銀行）入行 2005年7月 株式会社りそな銀行神田支店支店長 2008年4月 同行執行役員 首都圏地域担当（ブロック担当） 2010年6月 りそなビジネスサービス株式会社常勤監査役 2015年4月 医療法人徳洲会非常勤理事（現） 2015年6月 ウシオ電機株式会社非常勤監査役 りそな総合研究所株式会社非常勤監査役 りそな決済サービス株式会社非常勤監査役 2016年6月 当社取締役（現） 2016年10月 株式会社稲葉製作所社外監査役 2019年10月 株式会社稲葉製作所社外取締役（現）	(注) 3	1,500
取締役	内 藤 欣 也	1955年11月24日生	1986年4月 弁護士登録 1999年3月 内藤法律事務所開設 2003年6月 株式会社イッコー（現・Jトラスト株式会社）社外監査役 2004年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設 2012年4月 大阪弁護士会副会長 近畿弁護士会連合会常務理事 国立大学法人大阪大学非常勤監事 2014年4月 当社非常勤監査役 2016年6月 株式会社ファルコホールディングス社外取締役（現） 2017年4月 内藤法律事務所開設（現） 2017年6月 当社取締役（現） 2019年4月 大阪府人事監察委員会委員（現） 2020年1月 大阪市開発審査会会長（現）	(注) 3	700
取締役	山 平 恵 子	1960年11月30日生	1983年4月 クボタハウス株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）入社 2010年4月 三洋ホームズ株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム株式会社（現・サンヨーリフォーム株式会社）取締役 2013年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員 サンアドバンス株式会社取締役 サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年4月 当社顧問 2019年6月 フジテック株式会社社外取締役（現） 2019年6月 当社取締役（現）	(注) 3	100
監査役 常勤	杉 原 宣 宏	1954年10月5日生	1975年4月 当社入社 1988年8月 家電第1営業部マネジャー 1996年4月 本店事業本部次長 1998年11月 商品部次長 2001年10月 経営企画部長 2014年11月 顧問 2015年6月 常勤監査役（現）	(注) 4	5,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 常勤	松浦 儀成	1956年5月31日生	1981年3月 当社入社 2002年4月 社長室副部長 2004年6月 経営企画部副部長 2014年11月 経営企画部長 2016年6月 顧問 2016年6月 常勤監査役(現)	(注) 5	7,500
監査役 常勤	橋本 雅康	1958年11月11日生	1982年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社 りそな銀行)入行 1999年7月 株式会社あさひ銀行(現・株式会 社りそな銀行)尼崎支店支店長 2003年7月 株式会社りそな銀行福島支店支店 長 2011年1月 りそなカード株式会社入社 2013年6月 同社執行役員 2016年6月 当社常勤監査役(現)	(注) 5	500
監査役	早川 芳夫	1952年6月10日生	1980年10月 昭和監査法人(現・EY新日本有限 責任監査法人)大阪事務所入所 1985年3月 公認会計士登録 2003年8月 日本公認会計士協会租税調査会委 員 2005年7月 新日本監査法人(現・EY新日本有 限責任監査法人)シニアパートナ ー 2007年4月 関西大学会計専門職大学院非常勤 講師 2011年6月 新日本有限責任監査法人(現・EY 新日本有限責任監査法人)退職 2011年7月 早川会計士事務所開設(現) 2011年12月 税理士登録 2014年5月 学校法人大阪成蹊学園非常勤監事 (現) 2015年3月 六甲バター株式会社非常勤監査役 (現) 2017年6月 当社監査役(現)	(注) 6	—
計					145,988 (22,988)

- (注) 1. 取締役野崎清二郎、内藤欣也及び山平恵子は、社外取締役であります。
2. 監査役橋本雅康及び早川芳夫は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
4. 監査役杉原宣宏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会
終結の時までであります。
5. 監査役松浦儀成及び橋本雅康の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る
定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役早川芳夫の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会
終結の時までであります。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査
役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
寺 廣 映 輝	1980年7月15日生	2008年12月 弁護士登録 鎌倉・檜垣法律事務所入所 2015年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー 2019年9月 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パート ナー(現)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、その就任の時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

8. 所有株式数欄の()は内数で、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数であります。

9. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために、2016年6月28日付で執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおり7名であります。

氏名	職名
山本英寿	執行役員 営業本部サポートサービス担当兼ジョーシンサービス株式会社代表取締役社長、ジャプロ株式会社代表取締役社長
名畑和世	執行役員 コンプライアンス・法務担当 CSR推進室長 監査部管掌
元井健介	執行役員 商品部長
酒井竜雄	執行役員 関西営業部長兼北信越営業部長兼北信越ジョーシン株式会社代表取締役社長
阿部孝次	執行役員 東京営業部長兼東海営業部長兼東海ジョーシン株式会社代表取締役社長
橋本和彦	執行役員 販売促進部長
江里口喜浩	執行役員 スマートライフ推進部長

② 社外役員の状況

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しております。一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年6月以降に開催の定時株主総会において毎年、独立役員である社外取締役を選任しております。

当社の社外取締役は3名であります。当社は、社外取締役野崎清二郎が金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的关系または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者ですが、当社の銀行取引に占めるりそな銀行の割合は突出しておらず、独立性に影響を与えることはありません。

また、当社は、社外取締役内藤欣也が弁護士としての専門的知識・経験を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から、当社のコンプライアンス経営について助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的关系または取引関係その他において特別な利害関係はありません。また、同氏は当社から役員報酬以外の金銭及びその他の財産上の利益を受けている事実はなく、十分な独立性が確保されていると考えております。

また、当社は、社外取締役山平恵子が企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的关系または取引関係その他において特別な利害関係はありません。また、同氏は当社と取引関係のない法人の出身者であり、十分な独立性が確保されております。

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。また、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名(社外監査役)を選任しております。

社外監査役を含む監査役全員は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っていると考えております。

当社は、社外監査役橋本雅康が金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、カード会社の執行役員としての経験を有しており、客観的で公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、「① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資本的关系または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社取引銀行である株式会社りそな銀行及びりそなカード株式会社の出身者ですが、当社の銀行取引に占めるりそな銀行の割合は突出しておらず、りそなカード株式会社との取引額は極めて僅少であり、独立性に影響を与えることはありません。

当社は、社外監査役早川芳夫が公認会計士としての専門的な知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しております。同氏と当社との関係につきましては、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、当社を担当したことはなく、独立性に影響を与えることはありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所の社外役員・独立役員の実効性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外監査役橋本雅康は常勤監査役であるため、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、「(3) 監査の状況 ② 内部監査の状況」に記載のものと同一であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。なお、常勤監査役橋本雅康(社外監査役)は、金融機関での長年の経験と専門的知識があり、財務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役早川芳夫(社外監査役)は、公認会計士としての高度な専門的知識や豊富な経験を有しております。監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監督・監査しております。

当事業年度において、当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
杉原 宣宏	14回	14回
松浦 儀成	14回	14回
橋本 雅康	14回	14回
早川 芳夫	14回	14回

監査役会は、監査役会規則に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。監査役会における主な検討事項としては、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価及び選任議案の決定と監査報酬の同意等であります。

常勤監査役は、執行役員会、CSR委員会、リスク管理委員会、経営会議等の重要会議への出席、主要事業所・子会社への往査及び主要部門へのヒアリング、重要会議の議事録他重要書類の閲覧等を通じた経営状況の把握、取締役・執行役員の経営判断及び業務執行について監査を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査機能として、社長直轄の監査部(13名)が各部門の内部監査を定期的実施し、業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止及び業務改善の助言を行っており、内部監査の結果等については毎月定期的に社長執行役員及び監査役へ報告しております。また、監査部は、会計監査人と連携しながら財務報告に係る内部統制について評価範囲内の全プロセスに対してその整備面、運用面に不備がないかを確認する体制を整えております。また、監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当事業年度は8回実施しました。

当社では、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。また、CSR委員会では、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

③ 会計監査の状況

A. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに継続監査期間

公認会計士の氏名		所属する監査法人名	継続監査期間
指定有限責任社員	平岡 義則	EY新日本有限責任監査法人	45年間
業務執行社員	内田 聡		

B. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名
その他 20名

C. 監査法人の選定方針と理由

監査法人を選定するにあたっては、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性等に加え、監査チームの専門的な知識レベル、特殊事項への対応能力等、実務部門を含め総合的に勘案するとともに、当社監査役会の監査法人の評価も踏まえ判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

D. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、当社の財務・経理部門及び内部監査部門並びに会計監査人から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集しました。会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人の概要、欠格事由の有無、品質管理システム、独立性及び会計監査人の外部レビュー結果への対応、監査計画、監査チーム体制、監査レビューの結果報告、その他会社計算規則第131条会計監査人の職務の遂行に関する事項等について審議した結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と評価いたしました。

④ 監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	—	42	—
連結子会社	—	—	—	—
計	40	—	42	—

B. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（A. を除く）

該当事項はありません。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査時間等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

E. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬見積の算出根拠及び監査報酬の水準等、同業上場企業監査報酬等を参考に事業範囲等を踏まえ検討し、その報酬額は相当であると認めたことによります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A. 取締役報酬に関する事項

(a) 基本方針

経営戦略、経営目標に適合した客観的且つ透明性の高い指標に基づく報酬体系とする。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬については、必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とする。

(b) 報酬の水準

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については2017年6月27日であり、決議内容は取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）を「年額240百万円以内」とするものであります。

(c) 報酬の構成と個別配分

取締役報酬は、確定金銭報酬（70%）、業績連動株式報酬（20%）、個人業績連動報酬（10%）で構成するものとし、個別配分については、役位に応じて報酬倍率を設定しております。

(d) 業績連動株式報酬

制度の詳細については、「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容 2. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度」をご参照ください。

業績連動株式報酬に係る指標は、連結損益計算書における経常利益としております。当該指標を選択した理由は、従業員に支給する業績連動賞与（決算賞与）に係る指標を経常利益と定めていることから、業績目標の達成に向けて労使が一体となって営業施策を遂行することを目的としております。業績連動株式報酬の額の決定方法は、株式交付規程において定めており、内容は取締役会において決議しております。なお、当事業年度における業績連動株式報酬に係る指標の目標は、連結損益計算書における経常利益が11,500百万円であり、実績値の8,900百万円に基づき株式報酬引当金を16百万円計上しております。

また、本制度の対象となる期間は、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末で終了する事業年度までの3年間であるため、2020年6月23日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改定を行った上で3年間延長することを決定いたしました。なお、今回の改定により、業績連動株式報酬に係る指標については、小売業として当グループの営業成績を端的に示す指標として営業利益を採用することに变更しております。

(e) 個人業績連動報酬

制度の概要

- i) 指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価する。
- ii) 評価結果に応じて、取締役個々人の個人業績連動報酬を0%~200%の範囲内で決定する。

(f) その他の事項

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役と代表取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、役員報酬等の決定に関する基本方針、報酬の構成及び水準、算定方法、個人別報酬額及びそれらの決定手続き等について指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、独立社外取締役を委員長とする委員会で審議した結果を取締役に答申し、決定権限を有する取締役会が当該答申を受けて役員報酬等を決定いたします。

当事業年度における当社の役員報酬等の額については、指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受け、2019年6月25日開催の取締役会において審議され決議しております。

B. 監査役報酬に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、監査役については決議年月日は2020年6月23日であり、決議内容は監査役の報酬額を「月額6百万円以内」とするものであります。監査役報酬は固定報酬とし、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	166	125	16	23	8
監査役 (社外監査役を除く。)	27	27	—	—	2
社外役員	38	38	—	—	5

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与に重要なものがないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、当該株式保有が保有先企業との安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した銘柄について、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

A. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化や事業の円滑な推進を目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有する方針とし、総資産に占める割合、保有目的の適格性、取引関係から得られる利益や配当等も勘案し、四半期毎に株価・評価損益・業況等を取締役に報告の上、総合的に見直しを行い、保有意義が希薄化したと判断される株式等については保有先等との対話・交渉を実施しながら、適宜処分も進めております。

B. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	59
非上場株式以外の株式	33	4,190

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	19	当社の販売用商品仕入先であり、今後のエンタテインメント分野強化のため必要とする判断から保有株式数が増加したものの。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	21

C. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ダイキン工業(株)	158,900	158,900	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	2,107	1,992		
(株)アシックス	412,000	412,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	401	590		
住友不動産(株)	76,000	76,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。不動産開発企業として、新規出店における物件の確保や入居先に対する家電製品の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	216	340		
因幡電機産業(株)	75,200	37,600	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。電設資材商社として、先方の販売ルートにおける当社取扱商材等の販売促進等相応の保有効果が認められる。なお、株式数の増加は株式分割によるものであります。	有
	171	165		
(株)サカイ引越センター	30,000	30,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。引越にともなう先方顧客への家電製品の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	159	210		
東洋テック(株)	125,000	125,000	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。店舗警備、集配金サービス等先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	118	141		
(株)名古屋銀行	33,626	33,626	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	83	120		
(株)ワキタ	87,000	87,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。建機商社として先方の販売ルートにおける当社取扱商材等の販売促進等相応の保有効果が認められる。	有
	78	97		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	162,610	162,610	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	71	92		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	22,499	22,499	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関また信託銀行グループとして、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	71	93		
大和ハウス工業(株)	25,000	25,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。店舗開発における情報入手において、卓越した陣容を持つ企業であり、先方の業務機能の活用において相応の保有効果が認められる。	有
	66	86		
コーナン商事(株)	30,300	30,300	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売企業として店舗開発における協業実績もあり、今後も相互の情報交換等相応の保有効果が認められる。	有
	63	83		
(株)ハピネット	53,600	40,400	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められ、今後のエンタテインメント分野強化のため必要とする判断から保有株式数が増加したものの。	有
	59	59		
カシオ計算機(株)	38,200	38,200	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	58	56		
日本金銭機械(株)	100,000	100,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。貨幣処理機メーカーとして、現金取扱省力化等先方技術等の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	58	111		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
エイチ・ツー・ オーリテイリ ング(株)	60,795	60,795	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売業大手企業との店舗開発や業務の協業等、相応の保有効果が認められる。	有
	48	92		
(株)電響社	47,000	47,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	47	57		
(株)ジャックス	25,200	25,200	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。クレジット企業として、当社オリジナルカードの発行等協業の観点からも保有効果が認められる。	有
	46	47		
(株)山善	53,700	53,700	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	45	63		
(株)りそなホー ルディングス	109,013	109,013	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	37	53		
ソニー(株)	5,200	5,200	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	32	26		
シャープ(株)	25,800	25,800	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	28	32		
(株)千葉銀行	51,000	51,000	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	有
	24	32		
(株)関西スーパー マーケット	25,000	25,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。小売企業として店舗開発における協業実績もあり、今後も相互の情報交換等相応の保有効果が認められる。	有
	22	26		
(株)関西みらい フィナンシャル グループ	41,760	41,760	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	17	34		
MS&ADイン シュアランスグ ループホールデ ィングス(株)	5,424	5,424	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。損害保険企業として当社商品保証、店舗関連損害補償等について実績があり、相応の保有効果が認められる。	無
	16	18		
(株)三井住友フ ィナンシャルグ ループ	4,420	4,420	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	12	17		
イオンモール (株)	4,400	4,400	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。ショッピングモール開発運営企業として、先方運営施設に多数出店しており相応の保有効果が認められる。	無
	6	7		
(株)めぶきフ ィナンシャルグ ループ	29,250	29,250	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため。取引金融機関として、先方業務機能の活用において、相応の保有効果が認められる。	無
	5	8		
三井倉庫ホール ディングス(株)	4,000	4,000	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。先方物流機能を活用する中で、当社の販売サポートの主力企業として相応の保有効果が認められる。	有
	5	7		
キヤノンマーケ ティングジャパ ン(株)	1,690	1,690	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	有
	3	3		
ダイワボウホー ルディングス (株)	500	500	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	2	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大正製薬ホールディングス(株)	300	300	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	1	3		
フジテック(株)	—	16,000	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため。建設関連企業として、店舗建設、メンテナンス等において相応の保有効果が認められる。	有
	—	20		
オンキヨー(株)	—	51,508	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため。当社の販売用商品仕入先であり、業務運営上必須の取引先として相応の保有効果が認められる。	無
	—	2		

(注) 1. 東洋テック(株)以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、保有株式が60銘柄以下のため、すべての銘柄について記載しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であるため、保有の合理性の検証内容について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	17	249	18	608

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	19	181	83	7

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報提供を受けるとともに、セミナー等への参加による情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,539	3,483
受取手形及び売掛金	16,262	14,589
たな卸資産	※1 77,972	※1 71,261
その他	9,091	8,930
貸倒引当金	△3	△9
流動資産合計	107,862	98,255
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	33,885	36,380
工具、器具及び備品（純額）	3,616	3,794
土地	※3 29,055	※3 29,019
リース資産（純額）	2,805	2,203
建設仮勘定	627	16
その他（純額）	932	893
有形固定資産合計	※2 70,921	※2 72,308
無形固定資産	2,372	2,364
投資その他の資産		
投資有価証券	5,479	4,506
繰延税金資産	3,555	3,549
退職給付に係る資産	3,637	2,976
差入保証金	13,340	13,127
その他	744	769
貸倒引当金	△563	△550
投資その他の資産合計	26,193	24,379
固定資産合計	99,488	99,052
資産合計	207,351	197,308

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,066	29,249
短期借入金	2,500	—
1年内返済予定の長期借入金	15,939	16,747
未払法人税等	2,432	887
賞与引当金	2,374	2,500
ポイント引当金	4,713	4,216
店舗閉鎖損失引当金	655	654
その他	24,093	20,858
流動負債合計	84,774	75,114
固定負債		
長期借入金	25,277	25,397
リース債務	2,872	2,175
再評価に係る繰延税金負債	※3 551	※3 483
商品保証引当金	2,736	—
株式報酬引当金	94	77
退職給付に係る負債	60	67
資産除去債務	3,481	3,573
その他	1,410	1,272
固定負債合計	36,484	33,047
負債合計	121,259	108,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	20,114	19,940
利益剰余金	54,481	58,668
自己株式	△3,699	△3,328
株主資本合計	86,018	90,402
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,022	1,455
土地再評価差額金	※3 △2,105	※3 △2,220
退職給付に係る調整累計額	156	△489
その他の包括利益累計額合計	73	△1,254
純資産合計	86,091	89,147
負債純資産合計	207,351	197,308

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 403,832	※1 415,643
売上原価	※2 305,691	※2 315,038
売上総利益	98,141	100,604
販売費及び一般管理費	※3 87,154	※3 91,624
営業利益	10,987	8,979
営業外収益		
受取利息	48	42
受取配当金	103	112
受取手数料	100	111
受取保険金及び配当金	59	47
その他	104	98
営業外収益合計	415	414
営業外費用		
支払利息	225	223
家賃地代	50	121
その他	122	147
営業外費用合計	399	492
経常利益	11,003	8,900
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 286
投資有価証券売却益	—	194
特別利益合計	—	480
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 65
固定資産除却損	※6 51	※6 71
減損損失	※7 1,179	※7 739
店舗閉鎖損失引当金繰入額	51	295
その他	96	97
特別損失合計	1,378	1,269
税金等調整前当期純利益	9,625	8,112
法人税、住民税及び事業税	3,845	2,269
法人税等調整額	△574	424
法人税等合計	3,270	2,694
当期純利益	6,354	5,418
親会社株主に帰属する当期純利益	6,354	5,418

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	6,354	5,418
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△293	△567
退職給付に係る調整額	85	△645
その他の包括利益合計	※ △207	※ △1,213
包括利益	6,146	4,204
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,146	4,204
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	20,114	49,258	△3,883	80,611
当期変動額					
剰余金の配当			△1,130		△1,130
親会社株主に 帰属する当期純利益			6,354		6,354
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				184	184
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	5,223	184	5,407
当期末残高	15,121	20,114	54,481	△3,699	86,018

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,316	△2,105	70	281	80,892
当期変動額					
剰余金の配当					△1,130
親会社株主に 帰属する当期純利益					6,354
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					184
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△293		85	△207	△207
当期変動額合計	△293	—	85	△207	5,199
当期末残高	2,022	△2,105	156	73	86,091

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	20,114	54,481	△3,699	86,018
当期変動額					
剰余金の配当			△1,346		△1,346
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,418		5,418
土地再評価差額金の 取崩			114		114
自己株式の取得				△258	△258
自己株式の処分		0		455	455
自己株式の消却		△173		173	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△173	4,186	370	4,383
当期末残高	15,121	19,940	58,668	△3,328	90,402

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,022	△2,105	156	73	86,091
当期変動額					
剰余金の配当					△1,346
親会社株主に 帰属する当期純利益					5,418
土地再評価差額金の 取崩					114
自己株式の取得					△258
自己株式の処分					455
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△567	△114	△645	△1,328	△1,328
当期変動額合計	△567	△114	△645	△1,328	3,055
当期末残高	1,455	△2,220	△489	△1,254	89,147

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,625	8,112
減価償却費	4,864	5,087
減損損失	1,179	739
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22	△6
賞与引当金の増減額 (△は減少)	185	125
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,043	△497
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	51	295
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△221	△262
商品保証引当金の増減額 (△は減少)	948	△2,736
受取利息及び受取配当金	△151	△155
支払利息	225	223
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△193
固定資産売却損益 (△は益)	—	△220
固定資産除却損	51	71
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,631	1,673
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,713	6,710
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,675	△2,816
前受金の増減額 (△は減少)	1,175	△505
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△625	2,095
その他	△630	△814
小計	9,029	16,924
利息及び配当金の受取額	104	113
利息の支払額	△223	△224
法人税等の支払額	△4,375	△3,790
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,533	13,022

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,242	△7,441
有形固定資産の売却による収入	—	1,212
投資有価証券の取得による支出	△39	△40
投資有価証券の売却による収入	—	346
差入保証金の差入による支出	△983	△437
差入保証金の回収による収入	635	647
その他	△797	△603
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,427	△6,316
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,500	△2,500
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	53,000	50,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△49,000	△54,000
長期借入れによる収入	18,500	19,000
長期借入金の返済による支出	△17,160	△18,072
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,104	△1,153
自己株式の処分による収入	297	309
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△1,130	△1,346
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,900	△7,762
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7	△1,056
現金及び現金同等物の期首残高	4,381	4,389
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,389	※ 3,333

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

- 14社 ジョーシンサービス株式会社
- ジョーシンテック株式会社
- ジェー・イー・ネクスト株式会社
- 兵庫京都ジョーシン株式会社
- ジャプロ株式会社
- 東海ジョーシン株式会社
- 関東ジョーシン株式会社
- 滋賀ジョーシン株式会社
- 和歌山ジョーシン株式会社
- 中四国ジョーシン株式会社
- ジェイ・ホビー株式会社
- J・P・S商事株式会社
- 北信越ジョーシン株式会社
- J S D INSURANCE PTE. LTD. (2020年2月3日設立)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、J S D INSURANCE PTE. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、J S D INSURANCE PTE. LTD. については設立日から連結決算日である2020年3月31日までに決算日をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみ連結しております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ. 商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

⑥ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

イ. ヘッジ手段

金利スワップ

ロ. ヘッジ対象

長期借入金の利息

③ ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

1. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行ってまいりました。なお、当取引は信託期間満了に伴い、2020年1月6日をもって終了しております。

(1) 取引の概要

当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を2014年12月10日に導入いたしました。

本取引は、「上新電機社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とし、「上新電機社員持株会信託口」（以下、「持株信託」といいます。）が、導入後約5年間にわたり持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を予め取得し、取得後、持株信託は信託期間（約5年）において、持株会へ当社株式を売却し、持株信託終了時に持株信託内に残余の財産が存在する場合は、当該金銭を受取者適格要件を満たす従業員に分配します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 422百万円、228千株 当連結会計年度 一百万円、一千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 133百万円 当連結会計年度 一百万円

2. 取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。信託期間約3年）が当社株式を取得し、当社取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 252百万円、75千株 当連結会計年度 219百万円、65千株

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴い2020年4月7日に日本政府により発令された改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、当グループにおいては、当該感染症の感染拡大予防措置として、店舗休業や営業時間の短縮等の対応をとっております。これは、当グループの資産又は資産グループの回収可能価額、特に当該資産又は資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼすものであります。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当グループにおいては、新型コロナウイルス感染症による影響は、上半期において継続し下半期以降は徐々に回復すると仮定し将来キャッシュ・フロー等を算定しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品	77,863百万円	71,112百万円
貯蔵品	108百万円	149百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	47,015百万円	48,437百万円

※3 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

・再評価を行った年月日 2001年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,749百万円	△2,112百万円

(連結損益計算書関係)

※1 売上高には下記の項目を含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ポイント引当金繰入額	1,043百万円	ポイント引当金戻入額 497百万円

※2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上原価	2,334百万円	1,036百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	13,567百万円	13,990百万円
給与及び手当	23,489百万円	24,090百万円
賞与	2,207百万円	2,199百万円
賞与引当金繰入額	2,126百万円	2,237百万円
商品保証引当金繰入額	1,299百万円	1,412百万円
退職給付費用	860百万円	786百万円
賃借料	11,180百万円	11,729百万円

※4 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
土地	一百万円	282百万円
建物及び構築物	一百万円	3百万円

※5 固定資産売却損の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	65百万円

※6 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	15百万円	16百万円
器具及び備品	8百万円	6百万円
什器等撤去費用	27百万円	48百万円

※7 減損損失

当グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	兵庫県、京都府、大阪府他
賃貸不動産	建物及び構築物、その他	富山県

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,179百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、用途ごとの減損損失の内訳は、店舗における資産グループが1,098百万円、賃貸不動産における資産グループが80百万円であります。

(減損損失の内訳)

種類	金額(百万円)
建物及び構築物	919
工具、器具及び備品	189
その他	70

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は、建物については固定資産税評価額により評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト3.1%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	兵庫県、大阪府、東京都他
賃貸不動産	建物及び構築物、土地	大阪府、富山県

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(739百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、用途ごとの減損損失の内訳は、店舗における資産グループが730百万円、賃貸不動産における資産グループが9百万円であります。

(減損損失の内訳)

種類	金額(百万円)
建物及び構築物	589
工具、器具及び備品	137
土地	5
その他	6

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は、土地については路線価に基づき、建物については固定資産税評価額により評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△311百万円	△645百万円
組替調整額	一百万円	△134百万円
税効果調整前	△311百万円	△780百万円
税効果額	17百万円	212百万円
その他有価証券評価差額金	△293百万円	△567百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	92百万円	△854百万円
組替調整額	30百万円	△75百万円
税効果調整前	123百万円	△930百万円
税効果額	△37百万円	284百万円
退職給付に係る調整額	85百万円	△645百万円
その他の包括利益合計	△207百万円	△1,213百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,784,033	—	—	28,784,033

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,261,365	277	100,000	2,161,642

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、社員持株会専用信託口が保有する当社株式がそれぞれ、328,500株、228,500株含まれております。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式がそれぞれ、75,000株ずつ含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 277株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少 100,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,130	42	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 1. 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金13百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 1株当たり配当額には、創業70周年記念配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,346	50	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金11百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,784,033	—	103,700	28,680,333

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

2019年12月17日開催の取締役会決議による自己株式の消却による減少 103,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,161,642	71	238,524	1,923,189

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、社員持株会専用信託口が保有する当社株式が、228,500株含まれております。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式がそれぞれ、75,000株、65,070株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 71株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

社員持株会専用信託口から社員持株会等への売却による減少 124,800株

2019年12月17日開催の取締役会決議による自己株式の消却による減少 103,700株

役員向け株式交付信託口から当社役員への交付による減少 9,930株

単元未満株式の買増請求による減少 94株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,346	50	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金11百万円及び役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,341	50	2020年3月31日	2020年6月24日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	4,539百万円	3,483百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△150百万円	△150百万円
現金及び現金同等物	4,389百万円	3,333百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、販売管理システム等におけるハードウェア(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、販売管理用ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,047百万円	1,229百万円
1年超	5,611百万円	5,797百万円
合計	6,659百万円	7,026百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	314百万円	197百万円
1年超	1,706百万円	561百万円
合計	2,020百万円	759百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、店舗等の賃借に伴い、差入保証金の差入を行っており、貸入人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当グループは、売掛金管理規程に従い、営業債権について、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、分割返還等による早期回収及び貸入人所有資産に対して差入保証金の返還請求権を担保する抵当権設定を行うなど、回収不能リスクの軽減を図っております。また、不動産管理部門が主要な貸入人の状況を定期的にモニタリングし、差入相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先を信用ある金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,539	4,539	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,262	16,262	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,420	5,420	—
(4) 差入保証金	13,340	13,412	72
資産計	39,562	39,635	72
(1) 支払手形及び買掛金	32,066	32,066	—
(2) 短期借入金	2,500	2,500	—
(3) 長期借入金	41,217	41,173	△43
負債計	75,784	75,740	△43

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,483	3,483	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,589	14,589	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,447	4,447	—
(4) 差入保証金	13,127	13,182	54
資産計	35,648	35,702	54
(1) 支払手形及び買掛金	29,249	29,249	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 長期借入金	42,144	42,126	△18
負債計	71,394	71,376	△18

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	59	59

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,858	—	—	—
受取手形及び売掛金	16,262	—	—	—
合計	19,120	—	—	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,261	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,589	—	—	—
合計	16,851	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,500	—	—	—	—	—
長期借入金	15,939	12,143	8,677	2,993	1,463	—
合計	18,439	12,143	8,677	2,993	1,463	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	16,747	13,281	6,414	4,608	1,093	—
合計	16,747	13,281	6,414	4,608	1,093	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	4,955	2,082	2,872
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	4,955	2,082	2,872
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	465	526	△61
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	465	526	△61
合計	5,420	2,609	2,811

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	3,807	1,574	2,233
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	3,807	1,574	2,233
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	639	841	△201
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	639	841	△201
合計	4,447	2,416	2,031

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	—	—	—

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
① 株式	346	194	0
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	346	194	0

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について59百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、時価の下落率が50%以上の銘柄についてはすべて減損処理を行い、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄については個別に回復可能性を検討し、回復する見込みがないものについて減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	12,060	9,574	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2. 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	14,591	8,865	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2. 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- 提出会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。
確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。
- 連結子会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社が有する確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算しております。
また、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,359百万円	14,748百万円
勤務費用	804百万円	860百万円
利息費用	107百万円	106百万円
数理計算上の差異の発生額	△120百万円	82百万円
退職給付の支払額	△401百万円	△564百万円
退職給付債務の期末残高	14,748百万円	15,234百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	17,440百万円	18,178百万円
期待運用収益	348百万円	363百万円
数理計算上の差異の発生額	△27百万円	△772百万円
事業主からの拠出額	812百万円	791百万円
退職給付の支払額	△395百万円	△555百万円
年金資産の期末残高	18,178百万円	18,004百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,698百万円	15,178百万円
年金資産	△18,178百万円	△18,004百万円
	△3,479百万円	△2,826百万円
非積立型制度の退職給付債務	50百万円	55百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,429百万円	△2,770百万円
退職給付に係る負債	50百万円	55百万円
退職給付に係る資産	△3,479百万円	△2,826百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,429百万円	△2,770百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	804百万円	860百万円
利息費用	107百万円	106百万円
期待運用収益	△348百万円	△363百万円
数理計算上の差異の費用処理額	30百万円	△75百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	593百万円	528百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	123百万円	△930百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	225百万円	△704百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	44%	35%
債券	31%	23%
その他	25%	42%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	△150百万円	△147百万円
退職給付費用	21百万円	28百万円
退職給付の支払額	△0百万円	△0百万円
制度への拠出額	△18百万円	△19百万円
退職給付に係る負債の期末残高	△147百万円	△138百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	263百万円	255百万円
年金資産	△421百万円	△405百万円
	△157百万円	△150百万円
非積立型制度の退職給付債務	10百万円	11百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△147百万円	△138百万円
退職給付に係る負債	10百万円	11百万円
退職給付に係る資産	△157百万円	△150百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△147百万円	△138百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 21百万円 当連結会計年度 28百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度346百万円、当連結会計年度334百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産及び繰延税金負債

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,441百万円	1,289百万円
減損損失	1,183百万円	1,238百万円
長期修理保証保険料	—百万円	1,141百万円
資産除去債務	1,096百万円	1,120百万円
賞与引当金	736百万円	776百万円
たな卸資産評価損	1,192百万円	753百万円
店舗閉鎖損失引当金	200百万円	200百万円
貸倒引当金	173百万円	170百万円
投資有価証券評価損	201百万円	170百万円
未払事業税	230百万円	128百万円
商品保証引当金	836百万円	—百万円
その他	439百万円	367百万円
小計	7,734百万円	7,357百万円
評価性引当額(注)	△1,583百万円	△1,665百万円
合計	6,150百万円	5,692百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	1,100百万円	897百万円
その他有価証券評価差額金	788百万円	576百万円
資産除去債務に対応する 除去費用	539百万円	532百万円
その他	187百万円	149百万円
合計	2,617百万円	2,155百万円
繰延税金資産の純額	3,555百万円	3,549百万円
繰延税金負債の純額	22百万円	11百万円

(注) 評価性引当額が81百万円増加しております。この変動の主な内容は、当社において減損損失に係る評価性引当額が94百万円、投資有価証券評価損に係る評価性引当額が16百万円それぞれ増加し、店舗閉鎖損失引当金に係る評価性引当額が31百万円減少しております。

② 再評価に係る繰延税金負債

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円	1,014百万円
評価性引当額	△1,026百万円	△1,014百万円
計	—百万円	—百万円
再評価に係る繰延税金負債	551百万円	483百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.1%	0.1%
評価性引当額	1.4%	1.0%
住民税均等割額	2.2%	2.6%
税額控除	△1.1%	—%
土地再評価差額金の取崩額	—%	△0.5%
その他	0.8%	△0.6%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.0%	33.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗建物の建物賃貸借契約及び店舗建物用地の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありませす。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を賃貸借契約の契約期間と同一と見積り、割引率は国債の利回り等適切な指標の当該使用見込期間と同期間にあたる率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	3,447百万円	3,580百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	261百万円	166百万円
時の経過による調整額	52百万円	49百万円
資産除去債務の履行による減少額	△181百万円	△135百万円
期末残高	3,580百万円	3,660百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

開示すべき取引はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

開示すべき取引はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	3,233.80円	3,331.72円
1株当たり当期純利益	239.10円	202.84円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,354	5,418
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,354	5,418
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,575	26,711

3. 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度350千株(社員持株会専用信託口275千株、役員向け株式交付信託口75千株)、当連結会計年度188千株(社員持株会専用信託口120千株、役員向け株式交付信託口68千株)であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度303千株(社員持株会専用信託口228千株、役員向け株式交付信託口75千株)、当連結会計年度65千株(すべて役員向け株式交付信託口)であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,500	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	15,939	16,747	0.50	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,075	1,003	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	25,277	25,397	0.48	2021年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,872	2,175	—	2021年～2025年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	9,000	5,000	0.03	—
合計	56,665	50,324	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	13,281	6,414	4,608	1,093
リース債務	852	695	458	150

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	96,481	216,865	316,577	415,643
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,654	6,070	7,034	8,112
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,211	4,185	4,838	5,418
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	45.48	156.91	181.25	202.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	45.48	111.33	24.43	21.65

② 重要な訴訟事件等

当社は、2016年4月25日付で株式会社エディオンより、不正競争行為に基づく損害賠償等の請求訴訟を提訴され現在係争中であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,571	2,798
受取手形	1	—
売掛金	16,202	14,561
商品	77,256	70,371
貯蔵品	105	145
その他	9,640	9,431
貸倒引当金	△1	△8
流動資産合計	106,776	97,299
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	31,745	34,232
構築物（純額）	1,968	1,988
工具、器具及び備品（純額）	3,527	3,720
土地	29,195	29,159
リース資産（純額）	2,805	2,203
建設仮勘定	627	16
その他（純額）	1,005	957
有形固定資産合計	70,874	72,280
無形固定資産		
借地権	1,036	1,039
その他	1,310	1,283
無形固定資産合計	2,346	2,323
投資その他の資産		
投資有価証券	5,469	4,498
関係会社株式	683	683
前払年金費用	3,070	3,338
繰延税金資産	3,480	3,224
差入保証金	13,337	13,125
その他	730	757
貸倒引当金	△563	△550
投資その他の資産合計	26,208	25,077
固定資産合計	99,430	99,680
資産合計	206,206	196,980

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,101	898
買掛金	30,179	27,439
短期借入金	13,030	11,150
1年内返済予定の長期借入金	15,939	16,747
未払法人税等	2,289	836
賞与引当金	2,081	2,188
ポイント引当金	4,713	4,216
店舗閉鎖損失引当金	654	654
その他	25,433	22,516
流動負債合計	95,423	86,647
固定負債		
長期借入金	25,277	25,397
リース債務	2,872	2,175
再評価に係る繰延税金負債	551	483
退職給付引当金	28	48
商品保証引当金	2,736	—
株式報酬引当金	94	77
資産除去債務	3,450	3,542
その他	1,372	1,248
固定負債合計	36,383	32,973
負債合計	131,806	119,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金		
資本準備金	5,637	5,637
その他資本剰余金	14,476	14,302
資本剰余金合計	20,114	19,940
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	183	104
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	29,765	33,289
利益剰余金合計	42,949	46,394
自己株式	△3,699	△3,328
株主資本合計	74,486	78,127
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,018	1,452
土地再評価差額金	△2,105	△2,220
評価・換算差額等合計	△86	△768
純資産合計	74,399	77,359
負債純資産合計	206,206	196,980

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	399,302	410,402
売上原価	296,038	303,632
売上総利益	103,264	106,769
販売費及び一般管理費	※2 93,785	※2 98,921
営業利益	9,478	7,848
営業外収益		
受取利息	57	52
受取配当金	102	112
受取手数料	165	171
受取保険金及び配当金	59	47
その他	96	91
営業外収益合計	482	475
営業外費用		
支払利息	276	278
家賃地代	50	121
その他	122	147
営業外費用合計	450	547
経常利益	9,510	7,776
特別利益		
固定資産売却益	—	286
投資有価証券売却益	—	194
特別利益合計	—	480
特別損失		
固定資産売却損	—	65
固定資産除却損	49	71
減損損失	1,161	690
店舗閉鎖損失引当金繰入額	50	295
その他	96	97
特別損失合計	1,356	1,220
税引前当期純利益	8,153	7,036
法人税、住民税及び事業税	3,328	1,961
法人税等調整額	△544	399
法人税等合計	2,784	2,360
当期純利益	5,369	4,675

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	15,121	5,637	14,476	20,114	263	13,000	25,447	38,710
当期変動額								
剰余金の配当							△1,130	△1,130
当期純利益							5,369	5,369
特別償却準備金の 取崩					△79		79	—
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△79	—	4,318	4,238
当期末残高	15,121	5,637	14,476	20,114	183	13,000	29,765	42,949

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,883	70,063	2,313	△2,105	207	70,270
当期変動額						
剰余金の配当		△1,130				△1,130
当期純利益		5,369				5,369
特別償却準備金の 取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	184	184				184
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△294		△294	△294
当期変動額合計	184	4,423	△294	—	△294	4,128
当期末残高	△3,699	74,486	2,018	△2,105	△86	74,399

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	15,121	5,637	14,476	20,114	183	13,000	29,765	42,949
当期変動額								
剰余金の配当							△1,346	△1,346
当期純利益							4,675	4,675
土地再評価差額金の 取崩							114	114
特別償却準備金の取 崩					△79		79	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
自己株式の消却			△173	△173				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△173	△173	△79	—	3,523	3,444
当期末残高	15,121	5,637	14,302	19,940	104	13,000	33,289	46,394

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,699	74,486	2,018	△2,105	△86	74,399
当期変動額						
剰余金の配当		△1,346				△1,346
当期純利益		4,675				4,675
土地再評価差額金の 取崩		114				114
特別償却準備金の取 崩		—				—
自己株式の取得	△258	△258				△258
自己株式の処分	455	455				455
自己株式の消却	173	—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△566	△114	△681	△681
当期変動額合計	370	3,641	△566	△114	△681	2,959
当期末残高	△3,328	78,127	1,452	△2,220	△768	77,359

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(7) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(3) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

1. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、当取引は信託期間満了に伴い、2020年1月6日をもって終了しております。

2. 取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,262百万円	1,030百万円
短期金銭債務	13,968百万円	14,717百万円
長期金銭債務	8百万円	8百万円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	956百万円	979百万円
仕入高 (外注費を含む)	16,294百万円	16,831百万円
その他の営業取引高	9,464百万円	10,216百万円
営業取引以外の取引による取引高	573百万円	335百万円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	14,159百万円	14,650百万円
物流費	14,169百万円	15,206百万円
給与及び手当	22,955百万円	23,498百万円
賞与	2,162百万円	2,157百万円
賞与引当金繰入額	2,081百万円	2,188百万円
商品保証引当金繰入額	1,299百万円	1,412百万円
退職給付費用	846百万円	771百万円
減価償却費	4,539百万円	4,763百万円
賃借料	11,220百万円	11,764百万円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費	96%	96%
一般管理費	4%	4%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額683百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額683百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,441百万円	1,289百万円
減損損失	1,171百万円	1,224百万円
長期修理保証保険料	—百万円	1,141百万円
資産除去債務	1,083百万円	1,108百万円
たな卸資産評価損	1,174百万円	734百万円
賞与引当金	636百万円	669百万円
店舗閉鎖損失引当金	200百万円	200百万円
貸倒引当金	172百万円	170百万円
投資有価証券評価損	201百万円	170百万円
商品保証引当金	836百万円	—百万円
その他	563百万円	425百万円
小計	7,482百万円	7,134百万円
評価性引当額	△1,558百万円	△1,641百万円
合計	5,924百万円	5,493百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	939百万円	1,021百万円
その他有価証券評価差額金	786百万円	574百万円
資産除去債務に対応する 除去費用	529百万円	523百万円
その他	188百万円	149百万円
合計	2,443百万円	2,268百万円
繰延税金資産の純額	3,480百万円	3,224百万円

② 再評価に係る繰延税金負債

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円	1,014百万円
評価性引当額	△1,026百万円	△1,014百万円
計	—百万円	—百万円
再評価に係る繰延税金負債	551百万円	483百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.0%	0.0%
土地再評価	—%	△0.5%
評価性引当額	1.7%	1.2%
住民税均等割額	2.5%	2.9%
税額控除	△1.0%	—%
その他	0.3%	△0.7%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.1%	33.5%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	31,745	5,355	696 (531)	2,171	34,232	26,505
	構築物	1,968	310	30 (15)	260	1,988	3,722
	工具、器具及び備品	3,527	1,765	200 (132)	1,371	3,720	12,916
	土地	29,195 [△1,554]	877	913 (5)	—	29,159 [△1,737]	—
	リース資産	2,805	127	6	723	2,203	3,436
	建設仮勘定	627	16	626	—	16	—
	その他	1,005	80	0	127	957	1,312
	計	70,874	8,534	2,474 (684)	4,654	72,280	47,892
無形固定資産	借地権	1,036	3	0 (0)	—	1,039	—
	その他	1,310	360	0 (0)	387	1,283	—
	計	2,346	364	0 (0)	387	2,323	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 高槻店他新設店舗 3,061百万円

2. 土地の当期首残高及び当期末残高の[内書]は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)等により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

3. 当期減少額の(内書)は、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	564	7	12	558
賞与引当金	2,081	2,188	2,081	2,188
ポイント引当金	4,713	4,216	4,713	4,216
店舗閉鎖損失引当金	654	459	459	654
商品保証引当金	2,736	1,412	4,148	—
株式報酬引当金	94	16	33	77

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、2016年4月25日付で株式会社エディオンより、不正競争行為に基づく損害賠償等の請求訴訟を提訴され現在係争中であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																							
定時株主総会	6月中																							
基準日	3月31日																							
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																							
1単元の株式数	100株																							
単元未満株式の買取り・買増し																								
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部																							
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																							
取次所	—																							
買取・買増手数料	無料																							
公告掲載方法	日本経済新聞																							
株主に対する特典	<p>3月31日現在の株主(100株以上)に対し、お買物優待券(200円券、1回2,000円以上のお買物につき2,000円ごとに1枚使用可)を次のとおり進呈</p> <table border="0"> <tr> <td>100株以上</td> <td>500株未満</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>2,500株未満</td> <td>60枚</td> </tr> <tr> <td>2,500株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>120枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td></td> <td>180枚</td> </tr> </table> <p>さらに2年以上継続保有の株主(毎年3月末日の株主名簿に同一株主番号で、連続して3回以上記載または記録された株主)には、次のとおり追加進呈</p> <table border="0"> <tr> <td>500株以上</td> <td>2,500株未満</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>2,500株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>60枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td></td> <td>90枚</td> </tr> </table> <p>9月30日現在の株主(全株主)に対し、お買物優待券(200円券、1回2,000円以上のお買物につき2,000円ごとに1枚使用可)を次のとおり進呈</p> <table border="0"> <tr> <td>全株主</td> <td>25枚</td> </tr> </table>	100株以上	500株未満	11枚	500株以上	2,500株未満	60枚	2,500株以上	5,000株未満	120枚	5,000株以上		180枚	500株以上	2,500株未満	30枚	2,500株以上	5,000株未満	60枚	5,000株以上		90枚	全株主	25枚
100株以上	500株未満	11枚																						
500株以上	2,500株未満	60枚																						
2,500株以上	5,000株未満	120枚																						
5,000株以上		180枚																						
500株以上	2,500株未満	30枚																						
2,500株以上	5,000株未満	60枚																						
5,000株以上		90枚																						
全株主	25枚																							

(注) 当社は、株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第71期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第72期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出。

第72期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月8日関東財務局長に提出。

第72期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2019年6月27日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2020年2月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、上新電機株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、上新電機株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 金 谷 隆 平

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役兼社長執行役員金谷隆平は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社13社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去前)の金額が高い拠点から順に合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 金 谷 隆 平

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役兼社長執行役員金谷隆平は、当社の第72期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。